

第九十一回国 参議院 法務委員会 會議録 第六号

昭和五十五年四月十七日(木曜日)
午前十時七分開会

委員の異動

四月九日

辞任

補欠選任

中村 啓一君
瀬谷 英行君
小谷 守君
坂倉 藤吾君
小笠原貞子君

小林 国司君
阿具根 登君
加瀬 完君
宮之原貞光君
橋本 敦君

四月十六日

辞任

補欠選任

永野 嚴雄君
野呂田芳成君
八木 一郎君

山本 富雄君
高平 公友君
降矢 敬義君

辞任

補欠選任

長田 裕二君
加瀬 完君
阿具根 登君

衛藤征士郎君
大森 昭君
吉田 正雄君

出席者は左のとおり。

委員長

峯山 昭範君

理事

大石 武一君
竹内 潔君
寺田 熊雄君
宮崎 正義君

委員

衛藤征士郎君
高平 公友君
降矢 敬義君
山本 富雄君
大森 昭君

國務大臣
法務大臣 倉石 忠雄君

政府委員
法務大臣官房長 寛 榮一君
法務省民事局長 貞家 克己君
法務省刑事局長 前田 宏君
法務省人権擁護局長 中島 一郎君

最高裁判所長官代理者
最高裁判所事務総局民事局長 西山 俊彦君

事務局側
常任委員会専門員 奥村 俊光君

説明員
国税庁直税部法人税課長 四元 俊明君
国税庁直税部資産税課長 木下 信親君
国税庁徴収部徴収課長 櫻井 直君

本日の会議に付した案件

○刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(峯山昭範君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る九日、瀬谷英行君、小谷守君、坂倉藤吾君及び中村啓一君が委員を辞任され、その補欠として阿具根登君、加瀬完君、宮之原貞光君及び小林

国司君が選任されました。

また、昨十六日、永野嚴雄君、野呂田芳成君及び八木一郎君が委員を辞任され、その補欠として山本富雄君、高平公友君及び降矢敬義君が選任されました。

また、本日、長田裕二君が委員を辞任され、その補欠として衛藤征士郎君が選任されました。

○委員長(峯山昭範君) 刑事補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。倉石法務大臣。

○國務大臣(倉石忠雄君) 刑事補償法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨を御説明いたします。

刑事補償法による補償金額は、無罪の裁判またはこれに準ずる裁判を受けた者が未決の抑留もしくは拘禁または自由刑の執行等による身体の拘禁を受けていた場合については、拘束一日につき千円以上四千円以下とされ、また、死刑の執行を受けた場合については、千五百万円以内(本人の死亡によって生じた財産上の損失額が証明された場合には、その損失額に千五百万円を加算した額の範囲内)とされておりますが、最近における経済事情にかんがみ、これらの額を引き上げることが相当と認められますので、右の四千円を四千八百円に、千五百万円を二千万円に引き上げ、補償の改善を図ろうとするものであります。

以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(峯山昭範君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

す。

○委員長(峯山昭範君) 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。倉石法務大臣。

○國務大臣(倉石忠雄君) 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

本法案は、昨年強制執行制度を全面的に改正する民事執行法が成立し、本年十月一日から施行されることに伴い、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部を改正し、新たに、債権等及び航空機、自動車、建設機械に対する滞納処分と強制執行等との手続の調整に必要な規定を設けるとともに、動産に対する滞納処分と担保権の執行としての競売との手続の調整に必要な規定を設け、これにより税債権と実行手続に關し、適正かつ合理的な調整を図ろうとするものであります。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(峯山昭範君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○寺田熊雄君 金銭債権で取り立てが困難な場合、滞納処分が先行した場合にこれを換価することができることになっておりますね。これをそれぞれ条文に即して具体的に御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(貞家克己君) 取り立て困難な債権と申しますのは、現行の民訴六百十三条、本年の十

月一日から施行されます民事執行法の百六十一条で言っております条件つきもしくは期限つきであるとき、あるいは反対給付に係る場合、その他の事由によって取り立てが困難である債権についてでございますが、この場合には、今回の改正によりましてもちろん二重差し押さえが可能でございますが、先着主義によりまして、先に着手した方が手続を進行させる。その手続が進行されません場合には、執行決定あるいは執行の承認決定を得て後の手続が先に進むという関係になるわけでございます。ただ、一般の債権と異なりまして、供託等の手続を適用する余地がないという関係になっております。

○寺田熊雄君 それを今回の調整法の条文に即してちょっと御説明いただければ……

○政府委員(眞家克己君) 滞納処分が先行いたします場合には、二十条の三によりまして、裁判所書記官は差し押さえ命令が発せられた旨を徴収職員に通知するという規定になっております。

それから、二十条の八によりまして、準用条文がございます。十三条第一項の規定が二十条の八によって準用されているということでございます。で、十三条第一項によりまして、後に着手されました手続が進行することをめられるということになるわけでございます。そういったしまして、八条以下によって執行決定——先の手続が進みません場合に執行決定に関する条文が八条以下の条文を準用しているわけでございます。

それから、残余金がある場合にこれを引き渡すというのが六条以下の規定でございます。

逆の場合は、三十六条の三、これは滞納処分による差し押さえの通知の規定、それから三十六条の十一におきましていろいろの条文を準用しております。これによりまして、先ほど申し上げた場合とあらはら——うらはらと申しますか、順序が逆になるわけでございますが、今度は執行承認決定の準用でございます。

以上が、おおむねその条文関係でございます。○寺田熊雄君 この取り立て困難な金銭債権を裁

判所なりあるいは税務当局が換価するのは、もちろん鑑定人に鑑定さして換価するんでしょうが、実例は多いんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 実例があるかどうかという点につきましては調査をしたことはございせんが、統計上あらわれている数字から見ますと金銭債権が大部分を占めておりまして、いま御指摘のような取り立て困難な債権に対する強制執行というのは、数としては、仮にありまして非常に少ないのではなからうかというふうに考えております。

○寺田熊雄君 それは執行官の裁量に任されていまして、何か一定の基準みたいなものを最高裁判所の方で執行官に指示しない指導をしておるんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 債権に対する強制執行でございますので、執行裁判所が差し押さえ命令を発して行うということになっておりまして、執行官は直接の関係はございせんので、そういう点は問題になっておらないと思ひます。

○寺田熊雄君 そうすると、なるほど金銭債権から裁判所の管轄ですね。裁判所が経済事情にそう詳しいわけでもないだろうし、現実にはどういふふうにしてそれを評価していただきますか。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 仮にあるといたしますと、申請に対しては別に債務者を審査しないので債権の差し押さえ命令を発することにありますが、その場合に、それを今度は評価するあるいは換価するという問題が出てまいります。すので、当然評価という問題が出てまいります。が、反対給付に係る、あるいは期限がきわめて長いというふうなことでございまして、どうしても評価としては非常に低くなつてくるというものが実情であらうというふうに思われます。その点は、鑑定人を選任して評価をさせるということになるのが実務の取り扱いでございます。

○寺田熊雄君 それから、これは民事執行法の改正のときにも議論になりましたかな。今度、手形

などはたしか動産の扱いを受けることになりましたかね。その場合は、その換価は執行官が行うことになりませんか。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 仰せのとおりでございます。

○寺田熊雄君 そういたしますと、執行官はまず、それがどの程度の実際上の金銭的価値を持つつかないということを判別するのはきわめて困難だと思ひますが、そういう点の指導はどうなんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) その点も、この新法の施行を控えて執行官に対しての研修あるいは研究会等で十分教育をしてまいらなければならぬわけでございまして、たまたまといしましては、手形を押さえた場合にはそこに額面がございまして、債権者の方でそれを押さえてくれと言ひ以上は、それを額面の価値があるものとして押さえるということに取り扱い上はなるうかというふうに思われます。

ただ、債務者の手形振出人の状況等から不渡りになる可能性が強いというふうなことがありますれば、それに基づいてその手形の評価をするというところになるかと思ひますが、これは執行官自体が評価をするというものは無理であらうというふうに思われますので、その点については評価人を選任することが許されるというふうに考えておるわけでございます。

○寺田熊雄君 本法の滞納処分が先行をし、あるいは滞納処分が裁判所の命令で後で行われた場合でも執行を許され、そして税務職員がこれを金銭に評価して、あるいは売却するとか譲渡するとかというふうなことになるわけでしょうかね。その場合は、もう法務省としては余り立ち入らずに、その換価というのは税務署職員にゆだねてしまふと、全然関係ないということになりますか。

○政府委員(眞家克己君) 仰せのとおり、その場合には関与はいたすということではございません。○寺田熊雄君 まあ国家の役人のやることですから過ちはないと思うけれども、その換価なるもの

の公正さを担保することについて何らかの配慮といたすか、それは法務当局なり裁判所というものは少なくとも規定の上ではもう全然表面にあらわれないんでしょね。もしあらわれないとすると、それはもう税務職員なりあるいは裁判所執行官等に任してしまふば足るというのか、その点はどうなんですか。

○政府委員(眞家克己君) これは、国税の場合で申しますと徴収職員の権限ということでございまして、これはおのずから徴収の目的がございまして、相応な評価をもって売却、購買がされるというところでございまして、裁判所において売却をする、執行官が売却をするという場合にも、民事執行法自体につきましてはそれについて余り細かい制約と申しますか、制限を設けてはいないわけでございまして、これは当然その衡に当たる権限を持つ機関が、それぞれの目的に応じて最も適正な価額をもって売却をされるということをお願いしているわけでございまして、裁判所規則におきまして、徴収職員の方におきましてもそれぞれの立場で公正な売却をおやりになっている、こういうふうに私どもは信頼しているわけでござい

ます。○寺田熊雄君 裁判所の具体的な例で、たとえば手形などを取り立てる。しかし反対債権にかかっているとか、債務者の所在がわからぬとか、つまり振出人あるいは裏書人、その他取り立て困難だというふうな場合に、たとえば手形なんかは、これは取り立て困難だと執行官が考えた場合は、換価するというのは、その手形をさらに第三者に裏書きするという方法をとるんでしょか。その点ちよつとわからないので御説明いただきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 手形をそのものとして売却するということになるわけでございまして、で、売却いたしました結果、執行官の方では裏書きをするということになります。○寺田熊雄君 それは手形の場合ですが、そうい

う取り立ての困難な手形の譲渡を受ける、裏書譲渡を受けるというような人物が現実におるでしうかね。それは、いわゆる取り立て屋というか、暴力団的なパクリ屋みたいな者以外にそんなものの裏書譲渡を受ける者が現実におりますか。その現実の事例がもしあればお伺いしたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 寺田委員が御指摘のように、多分そういう危ない手形を買う者はいないのではないかとこのように考えますけれども、具体的な事例としてそういうものがあるかどうかということについては承知いたしておりませんので、申しわけございませんがお答えできないわけでございます。

○寺田熊雄君 これは将来だんだん調査をなさつて、そういう事態を把握してくださるようによ法務省それから裁判所御当局に要望しますが、これはいかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 裁判所といたしましては、従前この手形は債権に対する差し押さえとしてやってきましたが、今回は動産に対する強制執行ということに変わってまいりましたので、恐らくかなり実例としてはふえてくるのではなからうかというふうに思われます。

債権執行でまいります場合には、手形があることがわかつてから執行の申し立てをする、それから差し押さえ命令をもらつてから執行官に手形を取り立ててもらふということでございます。実際には、債務者の手元に手形があるかどうかというところは債権者としてはわからないのが実情でございます。非常に数は少なかつたというふうに思われます。ところが、動産に対する執行の手続に変わりましたものでございますから、今度はほかの動産に対する執行の際に、手形を発見するケースがあるいは多くなつてくるのではなからうかというふうに考えております。そうなりますと、そのときに差し押さえをするというケースがふえてまいりますので、先生が御指摘のような手形についての事件というものがかなりふえてき

て、それに対する換価がどうなるかあるいは競売手続がどういふふうになつたかというふうなことにについては、これからはかなり事例が集まつてくるものと思われまふので、手続が変わりました際でもございまして、そういう点は注意をして調べていくようにしてみたいというふうに考えております。

○政府委員(眞家克己君) その点につきまして、今後十分裁判所の運用の状況等を伺ひまして、適切に換価が行われ得るよう私どもとしても法制上工夫すべき点があればそれを工夫していくということでも十分検討を続けたい、かように考えております。

○寺田熊雄君 これは要望ですが、一体税務当局が徴収する場合、その徴収官はどんなふうにつけてあるのかというふうなこともよく連絡をとつて把握していただきたい。これは要望しておきます。

それから今度、自動車、建設機械、航空機に対する滞納処分と強制執行等との手続の調整が行われました。これは自動車の場合は、かなり私どもも実例があるようであります。建設機械も最近ほぼ建設業者の倒産がふえましたので、いろいろと耳にする事態があります。

これは後でお尋ねすることにして、航空機の滞納処分あるいは強制執行というのは、私どもも長い私法の実務を扱ひまして経験がないわけでありまして、これは現実にそういう事例があるんでしようか。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 昭和三十二年からの統計を見ますと、何年かに一件という程度の数はあるようでございます。合計いたしまして三十二年以来十件内外ではなからうかというふうに考えておりますが、その中でも強制競売によるものと任意競売によるものと数でございまして、大体同じ程度の数ではなからうかというふうに考えております。

○寺田熊雄君 この場合、自動車、建設機械、航空機の滞納処分と強制執行等との調整、これは二

重に開始できるとしたのはなぜなのか、この立法理由を一応御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(眞家克己君) これらの強制執行、競売につきましては、登記記録がされておりますものでございまして、従来から不動産の競売、強制執行に準じた、ややモデファイされておりますが、そういった形式でそれぞれ行われていたわけでございますので、これは動産とは同じように考えることができるのではなからうか。したがいてまして、不動産について二重差し押さえを認めております、それと同じような考え方でこの場合にも二重差し押さえを認めるべきだ、かように考えたわけでございます。

○寺田熊雄君 そうしてそれを競売して換価する場合に、それはたとえば税務職員の方が一方的にいたしますね。その場合、差し押さえた先後によつて一般の原則に準じて取り扱う。たとえば強制執行の方が先行した場合は、これは仮に滞り処分を競売して換価した場合、その換価金は裁判所に納めるといふことになつて裁判所が配当をする。また強制執行が先行して裁判所が競売し換価した場合に、これは全く担保権のない通常の債権ならば国税を先に裁判所が払ふということになる。

それから税務署がやった場合、滞り処分が先になされた場合には、担保権のない債権ばかりの場合には税務署が先に取つてしまつて、余りがあれば裁判所に納めるといふことになるのか、その辺のところをちよつと説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(眞家克己君) 実は不動産の執行に準ずると申し上げましたが、航空機、自動車、建設機械に対する強制執行、仮差し押さへの執行または競売につきましては、それぞれ航空法、道路運送車両法、建設機械抵当法の規定がございまして、それらの規定によりましてこの手続がございまして、最高裁判所規則の定めるところに委任してゐるわけでございます。

そこで、この立法といたしましては最高裁判所規則によつて手続が決まります関係上、これを直ちに法律の内容として織り込むということは不可能でございますので、一応不動産の執行に準ずると、不動産の場合の調整に準ずるといふことだけを規定いたしました。その他は政令と最高裁判所規則で定めるといふふうに今度の法律案ではいたしております。したがいてまして、その調整の内容につきましてはいま私から具体的なことを申し上げる段階ではございませんが、調整の内容は、その趣旨から考えまして不動産についての手続の調整の方法とはほぼ同様になるということをご予想していただくわけでございます。

○寺田熊雄君 これはもうすでに最高裁の方ではこの規則制定の準備は進められておられますか。そして、この政令というのは法務省の所管でしうね。法務省としては政令準備というものは進めておられるでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 最高裁といたしましては内々検討はしておりますけれども、まだお話し申し上げるような線として固まっております。ただ、先ほど法務省の民事局長が言われましたように、これらのものはいづれも不動産なりあるいは船舶についての強制執行の手続に準ずるといふような執行法のたてまえでございまして、そのような取り扱ひをするような規則を立案することにならうかというふうに漠然と考へておるわけでございまして。

○政府委員(眞家克己君) この調整は、滞り処分からのサイドと強制執行からのサイドとこれをつなぎ合わせるということになるわけでございまして、法務省といたしましては、滞り処分について主官されます大蔵省当局と内々これは立案の段階からいろいろ御協議をしておるわけでございまして、内容につきましてはいま最高裁から答えられましたとおり、不動産等についての手続の調整とはほぼ同様なことを考へておりました。ただ、この物件の特殊性に基づいていろいろなモデファイをどうするかという点について今後詰めて準備を進めたいと、かように考へております。

○寺田熊雄君 配当の問題はこれは一般原則によ

とあるのでありますので、つまり、担保権を持つてゐる債権者、たとえば抵当権を自動車、建設機械、航空機などに、いわゆる動産抵当権ですか、そういうものを持つておる者は、その後差し押さへをした滞納処分優先して弁済を受ける。それから担保権のない債権に対しては国税が優先をする。それはいずれが競売をしようとも、つまり、税を徴収する側において競売をしようともあるいは裁判所が競売をしようとも、その原則においてはこれは一般原則だから変わりないわけでしょう。

○政府委員(真家克己君) いま仰せの実体上の優劣の關係は、これは調整法の準備範囲と申しますか、調整法でこれを左右するわけではございません。いま御指摘のとおり、租税債権との優劣の關係につきましては国税徴収法等に規定がございます。一般的には税債権が一般債権に先立って徴収することができるといふ、こういう優先の規定になっておまして、ただ法定の期限前に設定された質権、抵当権によって担保される債権につきましては租税に優先すると、かような仕組みがあるわけでございます。その優先順位に手を触れるといふことはございません。

○寺田熊雄君 これは私もまだ調査中で、きょうは質問を具体的にすることはありませんけれども、自動車に対する強制執行、この場合、しばしば自動車の売買に際してはディーラーが所有権を留保して売買をいたしますね。その販売代金を月賦でやうていくけれども、一回でも怠った場合、しばしばディーラーが自動車を引き揚げてしまふという事例がありますね。私もよく裁判の実例に遭遇するわけですが、そのディーラーの引き揚げ方が非常に強引で、たとえば夜間、その自動車を買った人間が不在の間に自動車を保持してしまふ、つまり、その買った人間の占有権といふものが侵奪されることになりまふ。キーなどは恐らく、ディーラーが予備のキーを持っておるせいでしょう。それから建設機械に至つては、倒産をいたしますと強引な債権者は建設機械をこれも

夜間に、これは所有権留保はないのに持つて行つてしまふ。債権者はだれがどこへ持つて行つたかさっぱりわからないといふような事例が現実にあるのであります。こういう自力救済の問題については法務当局なりあるいは最高裁判所事務局なりはどういふふうにかゝる把握し、それをどういふふうに取り扱ふおつもりなのか。まあしょうがない、これはもう、世の中にはそういうことはあるだろうといふようなことで放任をなさるのか、その辺のところをちょっとお伺いしたいと思ふので

○政府委員(真家克己君) いまそのお尋ねに對して的確にお答えできるだけの資料は持ち合せておりませんが、確かに御指摘のような傾向が間々見られるようでございます。所有権留保の契約といふものが非常に多くなつてまいりまして、むしろ自動車に対する任意競売、担保権の留保としての競売といふものが非常に少なくなつてゐる現象が見られるわけでございます。もつぱら所有権留保といふようなことによつて債権を確保しようといふ傾向があるようでございます。これはかなりモデル契約などがございまして、契約が一時に比べますとかなり合理的になつてゐるようには私は見受けるわけでございますが、この問題は非常に裁判上も争われておりまして、若干最高裁判例も似たようなケースでございまして、まだはっきりと固まつてはいないようでございますが、この所有権留保の実質をどう見るか。名前は所有権留保でもこれを担保権的に構成するといふ考え方もありますし、所有権は所有権であるといふ非常な形式を重んずる考え方とあるわけでございまして、いずれにいたしましても、これは契約と申しますか、かなり一般的なモデル契約のやうなものがあるわけでございまして、これをさらに合理化していただくといふこと。それからいま先生御指摘のやうな、所有権が仮に認められるといひましたも、占有を侵奪するといふやうな方、このやり方に対してはこれはもちろん法の上の、法律による救済といふものは当然認められるべき

であらうと考へておりますが、これは非常に現在裁判上問題になつてゐるところでございまして、いま少しく裁判例の帰趨といふやうなことも見守りながら研究をいたしたいと、かように考へてゐる次第でございまして。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 寺田委員が御指摘になりましたやうな例はないことはないといふふうに考へますが、裁判所といたしましては、何分事件として登場してくる前の段階で自力救済が行われてゐるということでございますので、いかんともしたいといふのが実情でございます。

○寺田熊雄君 いまの西山民事局長の御答弁によると、仮処分を持つていたらいいじゃないかと。確かにそういう法的な手続を経て所有権を守れば、それは問題ないんだけれども、自分で持つていっちゃうものだから、自力救済で、それがしばしば購買者の方から苦情が寄せられる。また、新聞などにもいろいろいふやうなことでディーラーを難詰する記事があるんですね。これは国会タイムスだったか、これを大きく報道してわれわれのところへ送つてきたやうな例がありますから、そういうやつぱり自力救済といふのはこれはよろしくないといふ意味だらうと思ひますが、西山民事局長のおっしゃることは、仮処分のような法的な手続をやるべきであつて、自力救済をやるべきでないといふ考へてゐるやうなふうにと受けてよろしいかな。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 倒産したときなどに債権者が、たとえば建設機械なんかをみんな取り上げていくといふやうな例は会社更生などの場合にとときに見られるようでございますが、その場合にもやはり正当な法律的手続によつて処置してもらふやうに裁判所としては保全処分をなるべく早く出して、そういうむしり取りを防ぐといふやうな対策を講じてゐるわけでございまして、そういうやうなことで、各当事者にいたしましてもしやういふ法律を守るやうなやり方では置いてもらうやうにお願いしたいといふふうには考へておるわけでございまして。

○寺田熊雄君 民事執行關係の質問は以上で終わります。

最近、各中央紙で報ぜられましたこととありますが、大分地方裁判所で、これは民事事件に絡みまして、裁判官が法廷における新聞記者のメモをとることを禁じた。そのために、司法記者クラブから抗議を受けたといふ記事がありました。その当該の裁判官は、出張中の大分地方裁判所長の歸りを待つて改めて対応を考へたいと答へたといふ記事であります。こういう事実が現実にありますか。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 福岡高裁からの報告によりますと、本年の四月十日、大分地方裁判所におきまして民事訴訟事件の証人尋問をしております際に、法廷でメモをしておりました人のメモを中止するように裁判官が求めたことがありました。最初にメモ中止を命じたときには、その人が新聞記者であるといふやうなことは知らなかつたやうでございまして、その記者の方では、そういう注意を受けましたので、担当裁判官に対して自分の属している社名と氏名を告げてメモ作成の許可を求めたわけでございまして、裁判所の方では、証人が細かいところまで書かれては困るという意見を述べて同意しなかつたために、正確な証言を得られないおそれがあるとして記者の取材を改めて禁止したといふ報告を受けております。

○寺田熊雄君 これは刑事裁判と民事裁判とを問はず、裁判の実例で新聞記者が取材をする——取材をするという中にも、たとえば写真撮

の自由は格別尊重をされてきたというふうに言
てよろしいかと思われます。

○寺田熊雄君 民事訴訟規則の十一條と刑事訴訟
規則の二百十五條は、「写真の撮影」それから
「録音」「放送」と、これは共通してありますね。た
だ民事の場合は「速記」というのが入っています。
これをあなたはやはり重く見られたんでしやう
ね。しかし、この「速記」というのは、やはりわ
れわれが常識的に考える速記であつて、これはメ
モという意味じゃないでしやう。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 解釈の間
題でございますが、私どもは広い意味でメモもこ
の「速記」の中に入るといふふうに考えておるわ
けでございます。

○寺田熊雄君 それはおかしいんじゃないかね。
やつぱり条文の解釈はわれわれが普通に社会通念
上理解する、そういう通常の理解に従つて用語を
用いてもならないと困るんで、「速記」という表
現を使いながら、その中にはメモも入りますとい

うように解釈を広げていたのでは困るんで、それならそれはメモと書いてくれればいいんで、それはちよつと、余りにも解釈を広げ過ぎてはいいかな。どうですか。

○最高裁判所長官代理者（西山俊彦君）　メモの範圍は、非常に簡単なものから逐語的に録取するものまで、非常に範圍が広いように思われます。寺田委員のおっしゃるように、本当にちよこちよこつと書くという程度のものであればそれはどうかというふうな問題もございましょうが、いろいろな報道等から見ますと、かなり逐語的なメモというものもあるようでございますので、そういう点では速記と区別をする必要はないのではないかと、いうふうに考えております。

○寺田熊雄君　では、刑事訴訟規則の四十条、さつきあなたはこれを引用されたが、たとえば、「速記」という言葉は、これは「裁判所速記官その他の速記者にこれを速記させ」——だから「速記」という言葉をやはりそういうテクニカルタームと連動さして用いているわけですからね、それ

をにわかにメモに拡大するというのは、これは刑事訴訟規則と民事訴訟規則ではその概念内容というものを違えさしても構わないと、それは理屈を言えどそういう理屈が成り立たぬではないけれども、一般的にはやっぱ、これは特に「速記、録音」というような表題を規則が用いている、同じ最高裁判所の規則だからね、これは最高裁判所の法廷がこれを制定しているわけだから、片方では「速記」「録音」として通常われわれが社会通念上用いる意味に「速記」という言葉を使っているわけで、それを民事訴訟規則の「速記」はこれと違いますが、一般のメモも入りますよというものは、少し強弁に過ぎるんじゃないだろうか。どうでしょう。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 同じことを繰り返すようで恐縮でございますが、このメモというのが具体的にはどういうことを言うのかという点と自体もまた問題であらうかというふうに思われます。要するに、先ほどから問題になっております民事訴訟規則の十一條なり、刑訴規則の二百十五條あるいは四十條というふうな条文というのは、要するに法廷における裁判官の訴訟指揮権あるいは法廷警察権というふうなものを全からしめるという趣旨のもとにつくられた規則であらうというふうに考えられるわけでございますので、そういうもののあらわれとして先ほど来の条文を理解しますと、私どもとしてはそういうメモもやはり裁判長の許可の対象になるものであるというふうな考えでおるわけでございます。

○寺田熊雄君 いやいや、そういう、はぐらかしちゃいけません。メモが訴訟指揮権なり法廷警察権の範疇の中に取入れられるべきだという議論は、これはまあ正面切った議論でそれはわかるけれども、その中で特にこの民事訴訟規則の十一條なり刑事訴訟規則の二百十五條なりが抽出して特に注意的な規定を置いた、その規定の中の「速記」とか「録音」とか「放送」とかいう意味の概念内容がどうかというふうな聞いているわけで、そういう報道機関の取材行為の中で特段の意味を持つ

もの、つまり写真撮影とか録音とか放送、それから、いわゆる全部を網羅して裁判長の一言一句なり、あるいは証人の一言一句なりを記録する速記というふうなものは困りますよというものがこの規則の趣旨なんであって、それは裁判長が特別に許可しなければだめですよという意味なんであって、普通メモをとることが速記に入りますという、それは少しどうだろうか、ちよっとへ理屈というか、強弁に過ぎるよう思うけれども、それを伺っているわけで、それを、メモが法廷警察権や訴訟指揮権の中に入るという大原則を私が何も否定しているわけじゃない。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 「速記」あるいは「速記者」についてはいろいろな解釈が成り立つかと思われませんが、私の申し上げたのは、要するに、訴訟指揮権あるいは法廷警察権というものとしては公正な裁判の進行を担保するような形での訴訟、法廷における裁判官の行動が守られなきゃいかぬという趣旨で申し上げているわけでございます。

○寺田熊雄君 まあ一般論としてはあなたが言わんとしているところはわかるけれども、一々裁判官は証人の意向をそんたくして、証人が、新聞記者がメモをとってもらっちゃ困りますよといった場合は、新聞記者のメモをとる行為を禁止するのが妥当なんだろうかね。裁判は公開なんですよ。だから、それは当然一言一句傍聴人はそれを傍聴し得るわけで、また最近のように裁判所速記官が速記をすることが非常に多くなりまして、そういう公判調書も一般の目に訴訟関係人を通じて触れ得る状態になってきているわけですから、それを証人の意向に従って裁判所が報道機関の報道行為を制約するというのはどうも適切でないように思ふけれども、あなたとしてはそれは毫も差し支えないと。したがって、この大分地方裁判所の裁判官のした行為は適切であって誤りないと、最高裁としてはいまだに思っておられるんですか。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 私が先ほど申し上げましたのは、先ほどのこの事件は裁判官が訴訟指揮権の行使としてやった行為であるから、その是非、不当については裁判所の事務当局である私といたしましては論評を差し控えたいと、こういうふうな申し上げているわけでございまして、それが正當なり方であつたかどうかというふうなことに付いては結論を申し上げていくわけでございませぬ。

先ほどの証人の意見を聞く必要があるかどうかというふうなお尋ねでございますが、裁判官がメモを禁止するかどうかということを判断するにはどういうことでなければいけないというふうな決まりがあるわけでございませぬから、証人の意向も聞いてみるということもあるいは一つの方法であると言えなくはないかと思ひますが、また逆に、証人の意見に従わなければならないということも無い。結局は、その裁判官が訴訟の審理をする上において裁判の公開の原則、あるいは表現の自由、報道の自由というものについてどういうふうなこれを尊重するかという面から決めていけばいいことでございませぬので、その点については、別に私が同意を尊重しなければならぬとか、あるいはこの問題の裁判官が、この事件の裁判官が仮に証人の意見を聞いたといたしましても、それについて、それが間違つたやり方であるとか正當なやり方であつたとかいうふうに申し上げているわけではございませぬ。

○寺田熊雄君 初めのあなたの答弁が何かいかに裁判官の処分を弁護するかのようなトーンがあつたものだから、それでどうかと思つたんだけれども、まあ是非は具体的な裁判だから言えませんが、これは是非は具体的な理解ができないうわけではございません、ただ、この報道を見ますと、いかにも証人がメモをとることに難色を示したと、そのためであるというやうな何か弁解をしているらしいですね、この裁判官が。まあそこで裁判官が、自由裁量だというよりは、報道の自由を尊重するよりも証人の意見にもつぱらよつたと見られる、それで余り感心しないという私の意見をお話ししたわけですね。

それからも一つは、その裁判官が司法記者クラブの抗議を受けたときに、出張中の石井大分地方裁判所長の帰りを待って改めて対応を考えたと言つたわけですね。これはまあ訴訟指揮権であるとか、法廷警察権であるとか、そういう裁判官の専権に属する問題であるとするならば、何もこの裁判官が所長の帰りを待って対応を考えると、ううううと弁明をする必要はないわけであらう。その権限ですと、適当でなかったかもしれないが私はこういうふうな考えたためにやつたんですと、以後はやらぬとか、以後もそうするとか言うならわかるけれども、行政上の上司である所長の帰りを待って対応を考えると、言っているからね。これはやはりこの問題が必ずしも裁判所の裁判官の独自の裁量の範囲内ということだけでなく、やはり裁判全体を扱いていうか、最高裁判所がやぱり一定の方針を示しても差し支えない、そういう範疇に属する問題だと考えてもいいんじゃないですか。もしそう考えないと、何でこの裁判官が所長の帰りを待ってと言つたのか、これはまたおかしくなつちゃう。だから、最高裁判所で、報道機関のメモは差し支えないと考えるという、そういう指示を流しても、これは構わないんじゃないでしょうかね、どうでしょう。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 担当の裁判官が、所長の帰りを待って対応を考えたいということを言つたというお話でございましたが、私どもとしては、その事実を確認しておりますので、何でも申し上げられませぬし、そういうことを仮に言つたといつた場合には、本人がどういうつもりでそういうふうな言つたのかということとはつかみかねるわけでございませぬ。ただ、仮にそういうことを言つたといつた場合には、それが直ちに法廷警察権の問題というよりも裁判所全体の取り扱いの問題ではないか、あるいはそういうことについて最高裁の方でもつとそういうことだということについての、何といひますか、指示でございますか、をしたらどうかというふうなお話でございませぬが、当の裁判官がどういうふうな

もりで言ったかわかりませんが、仮に言ったとい
たしとしても、それは所長というのは何と申しま
してもその庁の一番の先輩の裁判官でもございま
す。それからまた、その裁判所で法廷の慣行とい
うふうなものもあるし、そういうものについてあ
るいは所長が知っていて自分が知らない場合もあ
るといふふうなことで、そういう先輩としての一
般的な意味でのアドバイスを受けたということ
であるか、あるいは大分なら大分の地方裁判所と
しての法廷において、従前新聞記者のメモ作成に
ついてどういふふうに取り扱ってきたかというふ
うなことの事情を聞いた上で自分の考えも決めた
いというふうに言ったのか、その辺のところが決
めかねるわけでございしますが、いずれにしても、
そういうことで先輩なりに意見を聞いてみるとい
うことは十分考えられることではなからうかとい
うふうに思われます。

○寺田熊雄君 どうもこれは裁判所の弁明という
よりは、何か弁護人がへ理屈をこねて被告人を弁
護するような印象を受けるので、誤ったときは誤
ったと言ってはつきり言わないと、裁判所がい
ろんなへ理屈を言うて一生懸命に当該の裁判官を
かばうというのはどうでしょうか。所長の帰りを
待って対応を考えたいと言ったというのは、新
聞が報道しておる、新聞社が勝手に書いたとい
ふうには普通は考えられないのでね。しかもそれ
を司法記者クラブが抗議したというんだから、だ
から、それを正確に把握してないというのは、そ
の裁判官が否認したのか、それともそういう事実
はなかったのか、あったのか、結論はもうそのい
ずれかにあるわけで、正確に把握しないなんとい
う国会答弁的な——国会答弁的と言つと、これは
ちよつといろいろ語弊があるけれども、そういう
あいまいな答弁で、しかもそういうことを言った
とした場合に、そんなくすれば、それは先輩の所
長のアドバイスを求めるという意味だと。まあア
ドバイスを求めるにしても、当該の具体的な自己
のあれでしょう、あなたのおっしゃる裁判官の自
由裁量行為であると。それから法廷警察権の行使

であると言われるんだから、それをアドバイスを
求めて適当な結末にしたいと言ふならば、それは
普通の裁判の裁判権の行使とはやっぱり一脈違
たものがあるというところが明らかでね。たと
えば具体的な裁判で、事実の認定とか、証拠の
取捨とか、判決をするための判断とか、そういう
場合はあれでしょう、所長のアドバイスなんか求
めたらかえっておかしいでしょう。それはまあ平
賀書簡の先例があつて、誤解をかえって受ける行
為である。だから裁判所長のアドバイスを受けて
対応を考えるというのは、その事柄自体がちよつ
と、やはり裁判官の自由裁量とはいつても一脈違
ったものがあるということがこれは明らかなん
で、やはり新聞記者のメモというのは、報道の自
由を極力尊重して、従来どおり慣例として認めて
いくという態度を貫くべきだと私は思うんです
よ。その結論にあなたは御異議があるんですか。
最後にそれだけ伺いたい。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 先ほど寺
田委員のお読みになりました報道の中の、石井所
長の帰りを待って対応を考えたいという、当該裁
判官の言った言葉を確認してないということとを私
が申し上げましたが、私としては、それが真実の
報道でないということまで申し上げたわけではご
ざいせん。私の方が福岡高裁の方から報告を受
けました事実関係の中に、そういう本人が言った
という言葉が入ってなかったということで、私ど
もとしては確認しておらないということをお願いし
上げたわけでございします。

それはそれといたしまして、先ほど申し上げ
ましたが、従来の裁判所の、あるいは裁判官の取
り扱ってきたことといたしましては、報道機関の
メモについては報道の自由を尊重するという趣旨
を十分考慮いたしまして、各裁判所としては報道
機関のメモを禁止したことはなかったのではない
かというふうに考えておりますし、今後もしうい
うことで各庁ともやっていくことであらうとい
ふふうに考えておるわけでございします。

○寺田熊雄君 もう一つ残っておりますので、い

まの局長の御答弁で了承いたしましたして、次に移り
ますが、これは人権擁護局長に御意見を伺いたい
んですが、住友重機械工業株式会社、これはかな
りな大企業であります、この従業員全体に「体
力づくり調査票」というものを配布いたしました
健康調査をいたしておるのであります。その中
に、われわれが見て果たしてどうだろうかと思
えるようなことがたくさんあります。

たとえばこの健康調査票のG項というのがあり
ます。そのG項の中の94というところを見ま
すと、「夜中にねばけて歩きまわることがありま
すか。」「95に「寝小便をしますか。」「96に「小生
の頭髪小便をしてみましたか。」「それからH項
の中に、これは「男子のみ」と書いて、「97 性
器になにかひどい故障のあったことがあります
か。」「それから98に「性器のいたむことがありま
すか。」「99として「性器の治療を受けたことがあ
りますか。」「それから「女子のみ」という項が
あります。その「97 月経は不順ですか。」「
「98 月経期以外に性器の出血がありますか。」「
つまり女性の性器の出血の有無を聞いておる。そ
れから101に「月経のときは気分がいらいらし
ますか。」「それから「男女とも」103として「毎晩小
用に起きますか。」「それから今度はKという欄の
中に、108とありまして、「性病の治療を受けたこ
とがありますか。」「という項目があるわけであ
ります。

それで、会社が生産性を上げるために従業員の
健康状態を把握しようという意欲を持つことは、
これは私も理解できないことではありませ
んけれども、過去において性器にひどい故障のあ
つたことがあるとか、あるいは現在性器が痛むか
とか、それから過去において性器の治療を受けた
ことがあるか。それから女性について、月経は不
順か。月経以外に性器の出血があるかとか。それ
から男女を問わず性病の治療を受けたことがある
か。こういうようないわゆる個人のプライバシー
に属すること、これについて回答を求めるとい
うのは、いかに健康調査といえども行き過ぎではあ

るまいかと私どもは考えるのですが、これは人権
擁護局長としてはどうお考えになりますか。

○政府委員(中島一郎君) ただいま御指摘になり
ましたような項目は、いずれも本人といたしまし
ては他人に知られたくないというような事項を含
んでおりますので、プライバシーの保護という面
から申しますと問題があるといふふうに一応考
えられるわけでございします。しかしながら、一方
また、労働安全衛生法あるいは労働安全衛生規則な
どを見ますと、事業者としては、労働者の健
康の保持、管理のために医師による健康診断を行
つて、その結果によって就業場所の変更あるいは
労働時間短縮などの適切な措置をとらなければな
らないと、こういうことになっておるわけであ
りますので、ただいまお尋ねの問題は、そういう労
働者の健康保持、管理のための健康診断の必要
性と、それから個人のプライバシーの保護の問題と
の兼ね合いの問題であらうかといふふうにか
わけてありまして、結局その健康調査と申しま
すか、健康診断の内容、程度、方法を具体的に検
討することによってその適否を判断すべき問題で
あらうかといふふうにかわけております。

○寺田熊雄君 私どもが考えるのは、たとえば過
去に性病を患ったことがあるかという質問を受け
た場合に、ありますとその人は答えたとしても
ね。それはいかに秘密だといえども、そういう
秘密というのは漏れやすいわけで、何もその会社
のそういう人事担当なり健康管理の人間が特に守
秘義務というものを負っているわけじゃないから
して、ちよつと他人に漏らした場合、あるいは悪
意によらずその書類をたまたま机の上に置いてお
いたときに、人が見て、あああいつは性病を患
ったなんということが評判になったりしますと、こ
れはその人間としても非常に恥ずかしい思いをし
なきやいかぬ。それから家庭に知られた場合に、
奥さんとしてはこれは大変なことになるんで、あ
なたがそういうことをやったことがあるのかと、
家庭不和の原因になることはこれは必定でありま
す。そういう個人のプライバシーに非常に際立っ

て関係のあることを正直に回答しなさいと言っているわけですね、これ、ありのままに回答しなさいと。そういうのは、ちよつとこれは行き過ぎだと考へざるを得ない、いかに健康調査といへどもね。それは使用者が労働者をお医者さんにかからして、いづれはわかるけれども、そして健康を保持して、できるだけ安全を守ろうというのとはわかるけれども、それはまた一つのそれなりの方法があるんで、正直に申告せよと言つて会社が命ずるというのとはどうですか、局長いかがです。

○政府委員(中島一郎君) 事柄は医学の問題にも入つてまいりますので、私も十分な知識はございませんが、調査は最小必要な限度にとどめるといふようなことも必要でございましょうし、調査の結果得られた資料の保管と申しましようし、についても最大の慎重な態度が要求されるのでありましようしといふことを考へるわけでございまして、具体的問題として人権擁護の立場から何らかの措置が必要であるといふことでありますれば、関係者の申告等に基づいて具体的な事件として取り組んでまいりたいと、このように考へております。

○寺田熊雄君 いや現実には、この労働組合が、これは正直に申告することはとてもできない問題じゃないだろうかと言つてゐるわけですよ。会社は正直に申告しろといふふうに命じてゐるわけですよ。正直に申告しなかつた場合に会社の指示に反したことになる、懲戒の問題になつてくる。しかし、そういう個人の非常に羞恥感を刺激したり、個人の名誉に關したりといふものを告白する、まあ秘密権だなどといふことは私は余り言いたくないけれども、犯罪を犯したこともその自白は強制されないといふ、それはやはり、これはまあ目的は長年の人間の知恵でできた規定ではあるけれども、やっぱり同じように個人のプライバシーを守ろうと、できるだけそういう個人の恥辱になつたりあるいは家庭不和を起こしたり、そういうようなものは強制すべきでないという、これは常識

識やあればあります。そういうことを局長としてもやっぱりお考えになつた場合に、そういうことの申告を強制する、個人の恥辱的な行為のね。それはいかに労働管理といへども適當ではないと判断すべきじゃありませんか、これはどうですか。

○政府委員(中島一郎君) プライバシーの保護という面からの御指摘、まことにそのとおりでありまして、私も全く同感でございします。

○寺田熊雄君 じゃ、終わります。

○委員長(峯山昭範君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午後一時四十五分休憩

午後一時五十分開会

○委員長(峯山昭範君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、滞納処分と強制執行等との手続の調整に關する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○寺田熊雄君 午前中、一問だけ質疑を残しましたので、それを質問いたします。

民事執行法の施行がいよいよことしの十月一日に迫りまして、執行官の任務がきわめて重要になりました。かつ仕事量もふえました。執行官の待遇につきましては、従来これを俸給制にすることを希望する旨の国会の決議などがありまして、私も執行官の待遇につきましては関心を寄せておるわけであります。ところが最近、私のところにある裁判所の執行官から大変詳細な書簡が参りまして、その書簡によりますと、執行官の待遇がまだまだ十分ではなからうかと思はれるものがあるわけでありまして、

その私に寄せられました書簡の内容をかいつまして申しますと、この書記官は執行官に就任をいたしましたす動機としては、所長や首席書記官などから、新法ができた場合は民事に詳しい書記官で四十歳代の人を募つておる。新法ではやがて俸給制

になると思ふ。一般職員同様年金も健康保険も共済組合で扱われるであらう。俸給の号俸も主任書記官のこれは三等級ですか、三等級扱いとなる予定だと。したがって、主任書記官として県外に転勤するよりは執行官の方がよいのではなからうかといふようにいろいろ説得を受け、そういう説得を受けたために、本人必ずしも希望をしたわけではなく、やむを得ず執行官になつた。

ところが、實際やってみると、結論を言ふと、執行官よりは書記官当時の方が収入面の方ではまざる。というのは、共済組合もだめである、共済組合の扱う生命保険も本人のみで一千万円が限度である。掛金は一年分先払いであり、妻や家族の加入は認められない。仕事は、暴力団関係を初めいかなる仕事が多い。涙もろい自分としては、かわいそうな人にはこちらから金を置いて帰つたようなことも何回もある。しかし、手数料は安く、休めば無収入であるから少々病氣でも無理して出るようになる。不動産が売れないと(執)イ、ロ、ハの事件——これは私もまだ規則を詳細に引いてはおらぬけれども、(執)イ、ロ、ハの事件では月収が十萬から十五萬ぐらゐらない。で、ボーナスもなければ超勤手当もない。出張ももちろんない。で、病氣で倒れたら、いまの国庫補助金では書記官のときよりも著しく——これは何号俸という具体的な号俸も書いてありますが、著しく少なくなる。こういう事情であるから、全国的に執行官希望者がいないのは当然だと考へる。で、執行法を改正するのであるならば、そういう基本的な点に着手していただかない限り将来は暗いというやうな内容であります。

なるほど、そういう点が、これは正直な男でありますからうそを書いたとは思へないもので、で、こういう実態があるといふと、もう少し執行官の待遇を見直した方がよいのではなからうか。

そして、これは政府委員の方からいただいた資料によりますと、執行官法第二十一条に規定する政令及び国庫補助金額は、まず政令の面は、執行

官国庫補助基準額令というのが四十一年にできておつて、これは四十七年四月一日以降は行政職俸給表(イ)の四等級七号俸の俸給月額に十二を乗じて得た額である。五十三年四月一日以降は二百二十萬九千二百円、毎月十八萬四千四百円を下限として、これに達しない場合は国庫が補助をするといふことになつておるといふことであります。なるほどこれがこの限度に達しないで国庫補助するといふやうなことになる、そういう実例がある。すると非常に気の毒なわけですね。したがつて、この補助基準額というのをもう少し上げたかどうかと考へるんだけれども、これはどうでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) ただいま書記官から執行官に任命された人の書簡を御披露いただきましたし、それにまつわるいろいろな問題点の御指摘をいただきましたが、その書簡に盛られてゐることも、全部が事実無根であるといふことではないように思はれます。問題点の若干は指摘してゐるとおりであらうといふふうに思はうわけでございします。ただ、執行官の任命基準と申しますのは、(イ)の四等級以上の者またはこれに準ずる者で試験を受けた者といふことになつておりますものでございしますし、それから執行官事務を担当する職種でございしますので、訴訟法、執行法の知識が十分なければならぬ、裁判手続の知識を持たなければならぬといふことで、給額がどうしても裁判所書記官に限られるというのが実情でございします。ところが御承知のように、執行官は職務の特殊性と申しますか、職業自体としては執行というわりあいにイメージの暗いやうなもの、もう少しはつきり言えば、人がむしろいやがるやうな仕事であるといふやうなことから、なかなか手がないといふのがこれもまた実情でございします。

そういうことからいたしましたして、特に先ほど寺田委員も御指摘がございましたように、民事執行法が十月一日から変わりまして、執行官の職責が非常に重要なものとなつてきておりますことから

考えまして、裁判所といたしましてはできるだけ優秀な書記官に執行官になってもらって手続の円滑な進行を期したいと、こういうふうな考えでおるわけでございまして、そういう意味では、所長なり首席書記官というものがそういう執行関係の経験の深い書記官に対して勧誘をするということも、これはあり得るかというふうな考えでおります。しかしながら、勧誘する場合に、先ほど御指摘がありましたように、民事執行法になつたら直ちに俸給制に切りかわるであらうとか、号俸が三等級相当になるであらうとかというふうなことで言つて勧誘する所長なり首席はおらないと思ひますし、そういうことがわからないような書記官というものでもないんじゃないかというふうな思ひわれます。そういうことでございまして、勧誘して執行官になつてもらうという例はかなりあることはそれは間違ひございません。

そうした場合に、執行官になつた場合の収入の問題でございまして、これは先ほど御指摘のようにもつぱら手数料制に従つてゐるということでございます。その手数料制は、言いかえますれば働きの高さに応じて決まつてくる、それからまた事件の多寡によつて決まつてくるということでございます。働きの高の關係で申しますと、どうしても新任の人は、ベテランの者に比べれば、執行の迅速性という面でも欠ける面があるということで、どうしても事件の量は少ないということがあるかと思ひます。それからまた、そういう新しく任命されたかどうかということの問題とは別に、健康上の理由で職務を執行できないという事情もございします。そういうことによつて低くなるという面もあるかと思ひます。それから、事件数も年々多寡が生じているということも事実でございしますし、それによつて収入が増減するということも、これも事実でございします。しかしながら、最近の事情を見てまいりますと、先ほど御指摘になりました執行官の国庫補助を受けている程度の収入しか得られていない執行官というのは非常に少ないというのが実情でございします。ただ同時に、それ

以上に、たとえば先ほどの四等級の人でございしますと、実際の裁判所職員として在職しておりますときの収入につきましては、先ほどの基本給のほかに暫定手当もございしますし、それから家族手当その他の手当もございします。それから、共済組合の關係もあるというふうなことで、実際の収入はもっと多いというのが実情であります。仮に二百二十万が基本給といたしますれば、そういう手当を加味して考えますと五百万以上になつてくる、あるいは主任書記官であれば主任書記官としての加俸もあるということでございますので、五百万なり六百万なりという金額の収入が得られてゐるわけでございします。執行官になつた場合に直ちにそれだけの収入が得られるかということになりまして、それは先ほどから御説明申し上げたように、いろいろな事情によつて、特に新任の場合には研修も受けなければなりませんし、人のことを見習ひながらやつていかなければならないということと、自分の間は収入が落ちるということとが考えられるわけでございします。しかしながら、最近では事件数はここ数年來漸増の傾向にございしますし、競売の關係にいたしましても、競売の物件の価額が高騰しておりますものでございしますから、競売手数料というものの収入もかなりの金額になつております。平均から申しますと、先ほどの在職してゐた場合の五百万なり六百万なりという金額をはるかに上回るような収入を得てゐるというものが実情でございします。そういう点で、いろいろ個々のには低かったりあるいは仕事の面で不満をお持ちの方もあつたことは否定いたしませんけれども、全体的に見ると、かつての執行吏時代あるいは執行官の時代でも事件数が少なかつた時代に比べれば、現在は非常に改善されておるのではなからうかというふうな思ひます。それから、執行法が改正になりました際には、やはりその職責が非常に重要なものになつてまいりますのは御指摘のとおりでございまして、それに応じての待遇というものを考えなければならぬということとは御指摘のとおりでございまして、

この点につきましては俸給制の移行の問題も含めて、新しい手続が施行されて、その成果を見ながら検討していきたいというふうな考えでおるわけでございします。

○寺田熊雄君 長々とおっしゃつたが、結局結論としては、最後には検討してみようということのようだけれども、何か局長の答弁を聞いてみると、しかしながら、しかしながらという何か否定的な面ばかり強調する癖があるというかね。私が伺つたのは、執行官の現実の俸給で前の書記官のときより収入は多い人があつたというふうなことを伺つてゐるわけではないわけであらう。だから、その多い人があつたか少ないかというのを伺つてゐるわけではなくて、非常に低い人もないではないというんだから、その低いという最低の基準を引き上げたかどうかということをお伺つてゐるわけなんだね。要旨はそこにあるわけだ。所長がどういふふうに入介したとかいうようなことで所長の責任を問うてゐるわけでもない。だから、一々そんなことをあなたから弁解を受けないでもいいんです。私の伺つてゐるのは、その最低の基準というものの達しない場合に、国が補助するということの最低の基準というものが書記官の俸給よりもはるかに下になつちや困るじゃないかと言つてゐる。つまり、なるほど毎月受ける俸給は同じであつても、ボーナスがないとか、手当がないとかいうことであれば、現実の問題として書記官のときより下がる場合があるじゃないかと言つてゐる。下がらうじや困るから——上がつても構ひませんよ。下がるのは困るから、下がらないようにしたらいかがかと言つて伺つてゐるわけだ。わかりますか。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 御指摘の御趣旨は十分承知しておるつもりでございします。それで、先ほど、現実には執行官になつた後で収入が落ちるということは、私もそういう例があるということとは認めるわけでございします。そういう場合の改善策をいたしまして、一つは国庫補助金の支給金額を引き上げるという問題も考えられます。しかし、この国庫基準の額と申しますのは、四等級の七号ということに位置づけられておるもので、この四等級の七号と申しますのは、地方裁判所でございますと主任書記官の中どころ、それから各裁判所の支部で見ますと庶務課長といったような地位に相当するわけでございします。かなり裁判所の中では高いポストにあるわけでございします。これが執行官法の制定の際に従前の地位をもつと高めたということでそこに格づけを得たわけでございします。その格づけの問題と補助金額というものがパラレルになつてゐるという關係があるわけでございします。したがひまして、そのもとの四等級の格づけというものをさらに引き上げるということがその待遇の改善につながるということになりまして、これは先ほど申しましたような裁判所における四等級の地位の問題からして引き上げはむずかしいのではなからうかという考えでおります。

もう一つは、そういう問題と離れまして、運用の問題としてございしますけれども、執行官の配置をなるべく収入が均等になるように、要するに任命した場合にもその月給を下がらないようにとする配慮をする必要があるわけでございまして、そのための適正配置というものについて常々検討しておるわけでございします。これは収入の少ない庁に配置された場合には何年か交代でまた収入の多い庁に配置がえをする、そういうことによつてお互いが補ひ合いながら収入を平均化していくという方法をとつてゐる庁がございします。

もう一つは、不動産競売の手数料……

○寺田熊雄君 よろしいわ、よろしい、よろしい。法務省の民事局長。

○政府委員(眞家克己君) 執行官の制度につきましては、実は私、現在所管いたしておりますが、便宜お答え申し上げます。執行官の補助基準額は政令で定められてゐるわけでございします。この政令が、この執行官法制定前はたしか六等級ないし七等級というところに合

わけておつたと思います。それを執行官法制定に伴いまして資格も引き上げた、それに伴って上げたという経過がございます。まことに、経歴を経た方々の現実の収入状況という点から考えますと、確かに現在の四等級七号俸という基準は安過ぎるのではないかと、こういうお考えもおありかと思います。一応この執行官の任命資格というところに合わせて一応考える。したがいまして、

四等級以上の職務ということが任命の資格に——これは最高裁判所規則でございますけれども、そういうことにされているということから、四等級相当の額を国庫補助金額——これはいわば最低保障というところでございまして、いま最高裁判局が

ら御答弁ありましたように、大多数の方々はこのはるかに超えた収入を得ておられるわけでありまして、きわめて例外的に国庫補助金を支給しているということになるわけでございます。もちろん

ん国庫補助金の支給を受けている方が少ないから
 といって、それはどうでもいいということにはな
 りませんけれども、ともかく任命資格というもの
 に合わせているという点で一応の合理性があるの
 ではないか。そうしますと、問題は結局昇給とい

うこともありませんし、変化がないわけでございます。それから、いままでの経歴、いろんな経歴の方にとって、もし最低保障だとしますとダウンになるということもある。これは確かにお気の毒と申しますか、矛盾と言えば矛盾でございます。

れども、やっぱり根本的には執行官制度を根本的にやはり見直すということでない、その待遇面の完全な解決ということとはむしろかしいのではないかと私はかように考えているわけでございます。この執行官法が制定されましたのが昭和四十一

年、執達吏——執行吏ができましたのが明治二十三年でございますから、これは非常に息の長い話でございまして、まことに恐縮でございますけれども、こういった制度というものは非常に長い目で見ませんとなかなか一朝一夕に急転回するとい

うことはむずかしいわけでございまして、実は四十一年の法改正のときにも俸給制をとるべきかと

いう議論がかなり熱心にされたわけでございます。しかしながら、どうしてもその給源でございますとか、人員の確保、いろんな面で俸給制はなおもう少し時期を待って考えた方がよろしいという方向が決定されたわけでございまして、この根本的な解決というものはさらに相当慎重に考えざるを得ないのではないかと思うわけでございます。

もちろんこの政令で国庫補助基準額を定めておりますが、そちらの面におきましても執行官の任用の実態というような点に着目して考えるべきところは考えるというのは当然の私どもの責務であろうと思っております。

御期待に沿うような御答弁をいたすわけにまいりませんけれども、以上のようなことでございまして、ひとつ御了承をお願いしたいと思ひます。

○寺田熊雄君　これで終わりますが、待遇を上げたらどうかと、最下限を上げたらどうかというところで、それから、それを余り否定せず謙虚に受け入れて検討してもらふことを最後に要望して終わります。

○宮崎正義君 大臣にお伺いいたします。滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部を改正する法律案の提案の理由の説明をなさいました。そこで、「本法案は、昨年強制執行制度を全面に改正する民事執行法が成立し、本年十月

一日から施行されることに伴い、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部を改正し、新たに、債権等及び航空機、自動車、建設機械に対する滞納処分と強制執行等との手続の調整に必要な規定を設けるとともに、」という大臣が

ら提案理由の御説明がございました。

そこでお伺いしますが、この当委員会が三十一年の四月二十五日にこの委員会で決議をした事項がございます。この決議をどのように受けとめられて、そしてこの提案理由の説明をなさったか、

その間のことをお伺いしたいと思います。

○国務大臣（倉石忠雄君） 事務当局から御報告い

たさせます。

○宮崎正義君 大臣に聞いている。

○政府委員(貞家克己君) 昭和三十三年に御指摘のとおり附帯決議がなされております。附帯決議はこれは御承知のとおり、

本法制定の目的及び趣旨の徹底を計るため、政府は、すみやかに、最高裁判所とも協議提攜の上、国税徴収法その他関係法規の改正につき

全面的検討を加え、民事訴訟法以外の強制執行手続による自動車等特にその必要あるものにつ
き滞納処分と強制執行等との手続を調整し、私
債権行使の保護に遺漏なきを期すべきである。
右決議する。

かような附帯決議になっているわけでございます。

そこで、その後国税徴収法の面につきまして、昭和三十四年に全面的な改正が行われて、非

常にわかりやすく合理的なものになったわけでございます。ところが強制執行法の方は、これは非常に民事の基本法でもございますし、いろいろ検討すべき問題が多々ございまして、これは非常に古い話でございますけれども、昭和二十九年から

法務大臣の諮問機関でございます。法制審議会において、まさに逐条的にこれを審議をされたわけでございます。その作業の一環として、ただいま寺田委員御質問の執行官法というような副産物と申しますか、むしろ理論的にはそれが基礎になるの

かもしませんが、そういうものも途中で答申をされ、立法化されたというような経緯を経て、何回も何回も要綱試案を発表いたしましたして、各方面の意見照会いたしまして、その意見をくみ上げでまた検討するという作業を続けておったわけで

ございます。したがって、これらすべての未解決の債権、自動車その他の執行につきましても、民事訴訟法の方はまさに全面的改正の直前の段階にあったわけでございます。したがって、国税徴収法の方は一歩先に完成いたしました。

けれども、民事訴訟法の強制執行編の方でどのような強制執行制度を考えるかということによつ

て、この調整の方も非常に大きな影響を受けるというふうに考えられたわけでございます。そのためこれが非常に時間がかかりましたことと、もう一つは、ことに自動車について、前の昭和三十二年の段階におきましては非常に御要望が強かったわけでありましても、自動車に対する強制執行、競売というものが件数が非常に少なくなりまして、むしろ主体と申しますか、なお調整を要す

る主体に債権に対する執行の調整という面に移っていったような感があるわけでございまして、各方面からの意見も、債権についての滞納処分と強制執行の調整を図るということ御意見が多数になつてきたわけでございます。

そこで、債権執行等につきましては民事訴訟法非常に古い法律で不合理、不便な面も多々ござい
ますので、それらを全編的に改正しようというこ
とで昭和四十六年以降要綱試案を数回にわたつて

発表して、先ほど申し上げましたように立案作業を進めたというのが実情でございまして、そのために結局民事執行法の立案、制定ということを迎えまして、その施行される本年の十月一日、これに間に合わせるように債権、自動車、航空機、建設機

機械といふようなものを一括いたしましたして調整整備を立案し、今回御提案したと、かような経過になつてゐるわけでございます。

○宮崎正義君　大分私の方から聞いていると苦しい御答弁のように聞こえるわけですが、いま御答

弁の中にありましたように、三十四年に国徴法ができましたね。その時点でもう少し附帯決議というものを尊重されておったならば、何らかのまづが考え方があったんじゃないだろうか。これは素人の、国民的な考えの中から率直に言えるわけで

す。昨年の執行法ができちゃったから、いいや、いい幸いだからこれに乗つけちゃえというみたいなき感じがなくはないと私は思うんです、そんなこと言っちゃ失礼かもわかりませんが。今回二十条の二でございいますか、これには船舶の間

題が出ておりますね。それにつけ加えて、そして二十条の二として「強制執行、仮差押えの執行」

は競売は、滞納処分による差押えがされている航空機、自動車又は建設機械に対してもすることができ、と、このように新しくつけられて載せられているわけですね。こんな程度だったら、先ほどの御答弁の中に自動車云々ということとはちよつと変なふうに私は受け取れるんですが、どうなんですか。

○政府委員(眞家克己君) まことにおしかりを受けるのはごもっともでございます。結果的に見ますと、この条文を書くのに十年もかかったかと言われますと、これはまことに申しわけございませんと申し上げる以外にないわけでございますけれども、実は自動車の執行自体がどのようなものか、つまりどう変える必要があるのかどうかというところを含めて民事執行法というものが立案されたわけでございます。結局、結果的にはこれは現在の姿と同じと申しますか、最高裁判所の規則にゆだねるという形になりましたものから、こういった表現でこれだけのことだということになるわけでございますが、実はここに落ちつけるためにやはりいろいろ議論があったわけでございます。まして、どうも申しわけない次第でございますけれども、形だけで御判断いただくと、まことに何とも申し上げようがないわけでございますけれども、ひとつそういう事情を御理解願いたいと思ひます。

○宮崎正義君 私は素人ですからね、それしかずけずけ言えないんで、大変失礼をするわけですが、そこでいまの件につきましては承りました。

仮処分についてなぜ調整されなかったのか。滞納処分等につきましても同じようなことが言えるんじゃないかと思ひます。と申し上げますのは、国徴法によりまして、百四十条ですね。「(仮差押等がされた財産に対する滞納処分の効力)、百四十条」滞納処分は、仮差押又は仮処分によりその執行を妨げられない。」と、こういうふうにあるわけですが、この点についての関連のお考えを伺ひたいと思ひます。

○政府委員(眞家克己君) 実は仮処分については調整の措置を講じてないわけでございます。仮差し押さえについて調整の措置を講じているのになぜ講じないのかと、まことにごつとごつと御質問でございますが、御承知のとおり、仮差し押さえは金銭債権を保全するという目的を持っておるわけでございます。それに対して、仮処分の大部分は非金銭債権、つまり金銭の支払い以外の物を対象とする、給付を目的とする請求権を保全するために仮処分というものがあつたわけでございます。で、ございまして、手続といたしましては、これは滞納処分は金銭債権である租税債権の実現のために行われるわけでございます。厳密に言いますと、これは手続は交錯いたしますけれども、それはいわばばらばらにあるということと不都合が生じないわけでございます。国税徴収法百四十条、まさにその趣旨を言つておるんだと思ひますけれども、厳密に申しますと調整を必要がないと申しますか、別々の面で働くという感じになるわけでございます。もし調整ということになりますと、これはむしろ手続の調整ではなくして、実体上の仮処分の効力の解釈という問題になるわけでございます。これはいろいろ考へ方がございまして、まゝ判例もいろいろございまして、ございまして、一般的には係争地に対する仮処分というものは別個にそれ自体として法律上考へるべきで、手続の調整というところではそれをやるのは少し越権と申しますか、守備範囲を逸脱するということになるのではないかと、いうふうに考へるわけでございます。つまり仮処分の効力の解釈いかによつてそのどちらが勝つかとかそういうことが決まるわけでございます。まして、手続の調整では余り問題を生じないと、かような関係になるわけでございます。それでは仮処分の効力について問題はないかと言われますと、これは確かに問題でございます。この点は將來、これは民事執行法の問題ではなくして民事訴訟法の問題、つまり保全処分としての仮処分の効力について不明確な点あるいは規定の不十分な

点、こういった点は私も今後検討いたしたいと思つておりますが、手続の調整という面ではきたる問題を生じないというふうに御理解いただきたいと思ひます。

○宮崎正義君 いずれにしましても、いまの御答弁の保全問題等のもあります。それらの基本的なこともやはり明確にしておかなければいけないじゃないかと思ひます。それはそういうふうなことで要請をしておきます。

もう一点ですね、先ほどもちよつとあつたように思ふんですが、強制管理との競合について規定が設けられてないように思ふわけですが、強制競売と強制管理との競合について現行法の解釈はどんなふうになされておられるのか、こういう点についてひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(眞家克己君) 強制管理は、御承知のとおり、民事執行法では九十三条にございまして、管理人を置きまして債務者の不動産を管理させまして、その収益をもつて債権の満足に充てると、こういう方法でございます。

そこで、強制管理と強制競売との関係についてはいろいろ考へ方があつたわけでございますが、從來、民事訴訟法の解釈といたしまして、強制管理の目的となつてゐる不動産に対して強制競売、担保権の実行としての競売あるいは滞納処分による売却があつた場合には債務者が所有権を喪失するということになります。その場合には強制管理の手続も続行できなくなつて取り消されるというのが通説でございます。

そこで、この問題につきましては民事執行法の立案の段階でいろいろ議論がされたわけでございますけれども、結局この問題につきましては、從來の民事訴訟法の考へ方を維持するという結果になりました。いま申し上げたと同じような結論、つまりある債権者の申し立てによつて強制管理をいたしております。そこへ他の債権者が強制競売を申し立てると、これは妨げられないわけでありまして、この場合にも競売によつて強制競売による売却でございますが、民事執行法によりま

すと売却でありますけれども、売却によつて強制管理は目的を失つて取り消されると、こういう解釈になつておるわけでございます。したがひまして、強制管理がございまして、滞納処分なり強制競売ということが進行いたしまして最終的には強制管理が取り消されると、もちろんその債権者は配当を受けるということではございまして、そういう執行の方法というものはもうとれなくなると、こういう関係に立つわけでございますので、あえて手続の調整を行う必要はないと、こういうふうな考へておるわけでございます。

○宮崎正義君 いいかどうかは別にしまして、強制管理の件数、過去三年ぐらゐにどれだけございませうか。

○政府委員(眞家克己君) いま手元に資料がございませんで、これは裁判所当局に依頼をいたしまして後ほどお答え申し上げますと思ひますが、件数としては非常に少ないと申します。強制管理というのは微々たる件数ではなからうかというふうな推測されるわけでございます。

○宮崎正義君 であるがゆゑに、これを見合はせたと、いうふうにも考へられるわけですが、どうなんでしょうか。

○政府委員(眞家克己君) 非常に強制管理との調整で法律上の問題が起るということでございます。すれば、これは件数が少なくても放置するわけにはまいりませぬけれども、先ほど申し上げましたように、いわば副次的と申しますか、強制競売に比べて例外的な執行方法であるということで、その効力も強制競売が終着までいくとだめに、だめになると申します。取り消されるというふうな位置づけをしております。その結果、調整の必要がないであらうと、こういう判断に立つたわけでございます。

○宮崎正義君 何となく理解できますが、これは念のために伺つておきたいのですが、わかりませんから伺ひます。貸しビルだとか、マンションとか、雑居ビルだとか、最近になります

と大型化してきたるんな対象物件といひますか、そういったようなことが将来問題になってくるんじゃないかというふうに私は思ふわけですが、こういう点についてのお考えをちょっと伺つておきたいと思ふのですが、たとえば一つのビルがあります。それで九階建てだとします。十階建てでもいいです。七階からは、あるものは賃貸契約で貸している、あるものは七階の中の一部はもう、七階以上は売却していると、そして六階ぐらゐまでは事務所であると、一番下は食堂であり地下はパーであるとか、こういったような形態の中でそれぞれがそれぞれの所有権を取得するといふ、または賃貸権を取得するといふようなことがあります。そういうふうなことでいろいろな問題が生じないといふことは私はあり得ないと思ふんですが、こういったいまの時代に当てはめてみますと、そういう建物は全国至るところにあるわけですが、そういう中でこういう強制管理の問題だとかあるいは強制競売の問題だとか、そういうようなものがだんだん拡大していくんじゃないか、大きくなっていくんじゃないかといふふうに思ふわけなんです、どうなんでしょう。

○政府委員(眞家克己君) 確かに御指摘のとおり、そういった最近の状況を反映いたしまして、強制管理といふようなものもその利用の度数が高くなるといふことは十分考えられるわけでございます。したがって、強制管理は例外的と申しますのは少し言い過ぎでございます、やはり十分検討しておかなければならないことであることは間違いないところでございます。民事執行法におきましても、かなり具体的にその強制管理の中身と申しますか、具体的な手続等につきまして、前の民事訴訟法に比べますと整備をいたしております。ただ、その効力と申しますか、結局どちらが勝つかという点につきましては、先ほど申し上げましたような解釈になるということだけでございます。中身につきましては相当整備はなされていゝというふうに考えるわけでございます。

○宮崎正義君 参考にお伺ひいたしたいんですが、民事執行法の四十三条ですね、「(不動産執行の方法)」、これのひつ御説明をお願いしたいんですが、「強制競売又は強制管理の方法により行う。これらの方法は、併用することができ」と、「併用することができ」といふ意味の御説明をお願いいたします。

○政府委員(眞家克己君) これは「併用することができ」といふ、債権者が結局両方の申し立てをあわせてすることができるといふことでございます。でございますから、同じ債権者が強制競売の申し立てをして、同時に強制管理の申し立てをするといふこともできるわけでございますが、強制競売の申し立てをしておりますからこれはいづれ売却がされるわけでございまして、売却されるまでの間の収益をこれを管理人を置いて取り立てて債権に充てると、こういうことになるわけでございます。売却されれば強制管理は終わつてしまふ、こういうことで両方の申し立てができるという意味に理解されるわけでございます。

○宮崎正義君 その問題については大体わかつたやうですが、第三債務者に供託を規定した理由と、それぞれの効果について滞納処分が先行する場合あるいは強制執行が先行する場合、この滞納処分が先行する場合は、これは任意の形態のように思ふわけですね。強制執行が先行する場合はこれは義務づけられていくやうなふうになっておりますが、これに対するなぜかういふふうに分けなきやならないのか、その理由と効果、そういうことについての御説明をお願いいたします。

○政府委員(眞家克己君) まず滞納処分による差し押さえが先行している場合でございますが、この場合にはいゝゆる先着主義の原則でございます。滞納処分の手続が進むといふことになりまして、また、実体的にも税債権が一般の私債権に優先いたしますから、徴収職員等は後に続いてまいります強制執行等の差し押さえを無視して、第三債務者から差し押さえた債権を取り立てることが

できる、やろうと思へばできるわけでございまして、そしてまた、第三債務者もその取り立てに応じて債務を弁済すれば、その限りで免責の効果は発生するわけでございます。

しかし、この場合には供託することができるといふことにしておりますけれども、それはなぜかと申しますと、もし徴収職員等の取り立て手続が著しく遅延するといふような場合、そしてその間に債務の履行期がすでに到来しているといふようなときには、第三債務者にとっては早く免責の効果をおさめたい。免責の手段がないと不利益を受けることがあり得るわけでございまして、こういった場合に備えて、第三債務者保護のために第三債務者として供託の権利を持つ、つまり権利として供託することができるといふことにしたので滞納処分先行の場合の供託でございます。したがって、この供託が後に申します反対の場合に比べると、意味が軽いと言わざるを得ないと思ひます。

そこで、最も問題になりますのは、強制執行などが先行いたしました滞納処分が後行するといふ場合、この場合には、もちろん後の差し押さえ私債権者が取り立て権の行使はできないわけでありまして、これを許したのでは、税債権の持つております一般の優先権がこれはなくなつてしまふわけでございまして、それはできないといふことになりまして、また逆に、それじゃ、一般的優先権を持つていゝるから税金に取らせたいいじやないか、後の滞納処分を取らせたいいじやないかと言ひましても、この場合には先着主義といふ原則に矛盾してくるわけでございまして、それでもできない。両方でできないといふことになるわけでございまして、そうすると、それをうまく軌道に乗せるためには、手続的には両方の取り立てを制限いたしまして、義務的に供託をさせる。そして先に進んでおります強制執行等を主宰しております執行裁判所が、その供託金から税債権を含めて配当する。執行裁判所は、一般に租税債権につきましても交付要求があればこれは税債権も配当するわけでございます。でございますから、こ

ういう場合には第三債務者には全額をとにかく供託をしないといふことで供託をしていただきます。執行裁判所が私債権と税債権、これを優先順位に従つてみずから配当すると、これが最もスムーズに動く方法であらうと。こういう考え方からこの二種類の供託を認めたわけでございまして、いづれの供託によりましても、第三債務者はそれによつて債務を弁済したといふことで免責の効果を得られるといふことになるわけでございまして。

○宮崎正義君 實際問題、私の聞いている事案がいろいろあるわけですが、それを出しながら御説明をお願いすれば非常によかつたのですが、いづれにしても、それはそれとして次の問題に入りたと思ひます。

私の手元に資料としていただいておりますが、「地方裁判所で処理された滞納法に関する事件数」といふのをいただいておりますが、これは処理されたといふことで、処理されなかつたままの全体の総数といひますか、総体の件数といひますか、それをひとつお示し願つて、その中でこれこれがどのように処理をされたんだと、こういうふうな資料を出していただけるなら親切な資料の出し方じやないかと思ふんですが、どうなんですか。

○政府委員(眞家克己君) 裁判所の関係でございますので、これは裁判所に連絡をとりまして後ほどお答え申し上げたいと思ひます。

なお、先ほど資料がございせんといふことで御答弁を差し控へさせていただきました強制管理の件数でございますが、昭和五十三年に強制管理をいたしておりますのが、既済件数でございますが、土地十一件、建物二十六件、大体この程度でございます。

○宮崎正義君 済みません、もう一回。

○政府委員(眞家克己君) 五十三年度に既済になりましたのが土地が十一件、建物が二十六件でございます。

○宮崎正義君 いまのはやはり既済だけでござい

ますね。ですからどれだけの件数の中の既済なのかということを知りたいわけです。いまこの資料の問題もやはりそうなんです。こういうところが——いらいしやるでしょう、裁判所の方々はいらいしやるぬ——いらいしやるんだな。そういうふうなことをちゃんとお伝え願いたいと思うんです。

それから、ついでに聞いておきますが、これもまた同じだと思うんですが、滞納処分と強制執行との競合した事件数というものはどうなっているのか。それからさらには、滞納の先行のものあるいは強制執行が先行のもの、これらの件数というものがどうなっているか。それから事件数の不明のもの等があるという点についても、本当はここにいらつしやるべきではないんですがね。要求していないからいらつしやるのかどうか知らないけれども、非常に不都合だと思うんですがね。どうですか。

○政府委員(眞家克己君) 御要望の数字等につきましては、最高裁判所に御連絡をいたしまして、できる限り御要望に沿うような数字の記載されている資料を後ほどお届けいたしたいと、かように考えております。

○宮崎正義君 いま私の申し上げたことと議録を見ればわかりますけれども、申し上げたこと全部わかりましたか。

○政府委員(眞家克己君) 承知いたしております。

○宮崎正義君 いずれにいたしましても、本法律案の問題についてはそれそれ複雑な事案がずうっと伴ってくる問題でありますので、将来もこの種の調整手続等の問題がいろいろ複雑化してくると思うんですが、それを見きわめながら次の機会にでもまた質問をいたしたいと思ひます。

○橋本敦君 初めに、この法案に関連して二、三お伺いしたいと思います。

今回の法による調整というものはそれなりに一定

の合理性があるというように私も思っておりますが、この調整の結果、私債権の執行及び滞納処分の執行というものが、言ってみればスムーズにいくということにもなるんでしょうが、それによつて債務者に過大な負担を与える結果になりはしないか。債務者保護という観点から見てどうだろうかという点も一つは考えてみたいと思うんですが、そういう点について民事局長どう思うようにお考えでしょうか。

○政府委員(眞家克己君) この法律は、今回は債権その他の財産権を中心とするわけでございまして、制定当初から両者の手続をスムーズにさせる、私債権につきましても税債権につきましても、法律の不備を補つて一般債権者の権利の伸長を妨げるような要素を取り除いていこうと、そういうことがねらいであるわけでございします。もちろん過酷な執行と申しますか、債務者に不当な損害を与えるということは、もちろんこれは強制執行と言わず滞納処分と言わずそれは避けなければならぬというところは当然でございしますけれども、しかしながら、手続の不備に乘じて不当に債権者の追及を免れるための手段を残しておくというものは、これはいかかと思はれるわけでございまして、本来あるべき権利の実現ということ、やはり国としてこれを能率的に行い得ること、ことにしなければならぬということでございます。

そこで、よく議論になりますことは、続行承認決定あるいは続行決定というようなものがあるために、先行手続がせつかくある程度いろんな状況を考えて猶予しているのに、それを飛び越えて後の手続が入り込んでいつて債務者を苦しめるんではないかと、こういう御批判があるわけでございしますけれども、ただこの続行決定にいたしましても続行承認決定にいたしましても、これは裁判所が相当と認めるという制約があるわけでございまして、これはいづれ裁判所の方で相当慎重に判断をされることになるわけでございまして、決して債務者いじめ、過酷な執行になるようなそういう

続行決定というようなものは、私はそれほど心配する必要はないのではないかと、従来の実績に照らしまして私はそういうふうに考えているわけでございします。

○橋本敦君 いも局長がおっしゃった続行決定をめぐつてまさにそういう問題が起こりやすいわけですね。たとえば民事執行法でも、強制執行の手続の続行について猶予の申し立てということと債務者の方が債権者に対して同意を得て執行裁判所に猶予の申し立てができる。そういう猶予の申し立てをしていこうという関係があるときに、その期間中に滞納処分が後から強制執行の続行承認を求めるといふような場合に、裁判所は一体どう判断するかという点について、局長どうお考えでしょうか。

○政府委員(眞家克己君) これは具体的なケースによつていろいろだと思ひますけれども、抽象的に申し上げると、裁判所が事件ごとに換価手続を促進することによつて生ずる利害得失ということと十分比較検討して決定をするというのがたてまえであらうと思ひます。でございしますから、たとえば一般の場合でございしますけれども、差し押さえ物を換価しても、先行の滞納処分による租税によつても残余が生じる見込みがない場合でございしますとか、滞納処分の手続がいまは猶予されているけれども、これは近い将来に進行することが予想される場合であるとか、あるいは適当な見積り希望者がなくつて購買が遅延しているというような場合には、これはあえて後行の強制執行等の手続を続行する必要がないというふうに考えられるわけでございまして、そういう場合には、結局私債権者に実益をもたらすことがないというふうに判断されるわけでございしますので、そういう点も裁判所はやはり比較考量をして決定をされることになるのであらうと、私もはかばかように期待しているわけでございします。

○橋本敦君 結局、裁判所のそこところの運用に対する期待というの大きいわけですね。また、裁判所がそういうふうに運用してもらわないと困るわけですね。

それで、たとえば差し押さえ私債権が先行している場合に和解ができる。つまり不動産の換価処分ではなくて、和解の結果、営業を保証しながら順次弁済をしていくと、こういう和解ができる。しかし、滞納処分が後に入つてきて続行承認ということになりますと、その和解の可能性をつぶすということにもなるんですね。そこあたり私心配するんですが、局長どう思われますか。

○政府委員(眞家克己君) これは一概に申せないと思ひますが、前の和解ができるということであれば、そこからは取り下げに終わるわけでございしますね。ですから、結局は相当性の判断ということになると思ひますが、しかし滞納処分という、後行する滞納処分、しかも優先権を持つていて、その要素を無視して私債権者、私債務者の和解ということと、そこに不当な不利益を課するということとは、これはまた許されないことであらうと思ひますし、その辺の判断は、具体的なケースに応じて、やはり裁判所が——裁判所の良識に期待するという以外にはないのではないかと、かように考えております。

○橋本敦君 先ほど第三債務者からの供託の問題が宮崎委員からも指摘されて、私もこの点、局長の説明はそれなりの説得力があるとは思ひますが、第三債務者が供託しなければならぬということを三十六条の六で決めると。この供託の時期は、もちろんその履行期が到来してから話になるということとでなくちやならぬと思ひますけれども、もし供託をしない場合にどうするかという問題はどうか。

○政府委員(眞家克己君) 供託をいたしませんと、それは取り立て訴訟ということにならざるを得ないと思ひますが。

○橋本敦君 私債権が先行している場合に、請求異議の訴えがあつて、裁判所が執行停止を認めた。その場合の滞納処分が後行する場合の続行承認はどういう関係になりますか。

式会社につきましては、法人税本税及び加算税については現在全部納付済みでございます。

○橋本教君 要するに、この会社がその当時申告漏れあるいは脱税の容疑で調査を受けた事実にはつきりしたんですが、問題は、この会社がそういう使途不明金、あるいは税務署が正当な経費と認められないという、そういうことでもって税務処理をしたというその使途不明金が一体どこに行つたか、こういう問題が次に出てくるんですね。この関係では佐野社長は、浜田氏との関係については、櫻内幹事長じゃありませんが、死んでも言えないというようなことをある記者に語つてます。そういうわけで、浜田金脈と言われる一つの問題は、この佐野商會社を徹底的にやっぱり税務の面からはつきりさせていかなくちゃいかぬという問題が一つ。

それからもう一つは、君津興産です。この君津興産については、これはこの間の十四日の航特でも問題になりましたけれども、まさにこの君津興産は、四十七年ですけれども、土地の売買、新屋企業に売つたかなりの、四億円を超す利益を上げた。この四億円を超す利益を上げた、これが正確に所得申告されていたかどうか、この点はどうですか。

○説明員(四元俊明君) 君津興産の事案につきましても、先般私どもの長官から委員会で答弁させていただいたところでございますけれども、これも大変古い事案でございます。申告書その他の原本は廃棄されておまして、正確にいまとなつてフォローすることが正式にはできないのでございますが、まあいろいろな間接的な資料、状況等から判断できるところで一般的にお答えさせていただいたわけでございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、君津興産の場合も大口な土地取引に関連した税務上の問題でございます。こういうものにつきましては、私どもいろいろなルートで情報を集積いたしまして必要な税務処理を行うというのが基本的な方針でございます。この君津興産にいたしましても、必要な税務

処理を行つてきたものと私どもは推察をしているところでございます。

○橋本教君 佐野商事については四十九年調査を行い、金額はおっしゃらないけれども、事後処理はやつたということはおっしゃった。この金額は一億円を超える大きな金額ですから、これはもうこの千葉の君津にとっては大きな事件ですからね。だから資料がないとかいうようなことでもう終わるような事件じゃないですよ。まあ重ねて聞きますけれども、この事後処理については、もう完全に納付済みだとおっしゃいましたけれども、事後処理で佐野商事が納めた金は一億円を超える超えない、この範囲で言う一億円を超えることは間違いありません。正確な金額まで言つてくれとは言いません。

○説明員(櫻井直君) 納付した額は幾らかというふうなことにございまして、これは非常に納税されました方の秘密にわたることがございますので、大変恐縮でございますけれども、この席でのお答えはお許しいただきたいと思ひます。

○橋本教君 この佐野商事は合計二億四千万の脱税の疑いが持たれている。そのうち、特に一億四千万はこれは所得隠しということで過少申告をしたと認められる。残りの一億円余については架空経費の計上で非常に悪質だった、こういうことで厳重な調査をされ処理をされた。こういう意味では、悪質な所得隠しあるいは架空経費の計上をやつておつた、こういう状況があったということはお認めになりますか。

○説明員(四元俊明君) 悪質か悪質でないかという点も含めまして、私もこういうような大口の土地取引に絡みます税務処理につきましては、非常に関心を持って厳正な対応をいたしてきておりますので、そういう意味合いから、佐野商事につきましても厳正な税務処理を実施してきているということを御説明させていただきまして御理解を賜りたいところでございます。

○橋本教君 厳正な処理はいいのですよ。厳正な処理をなさるについて、この会社がいま私が指摘

したような、税務署から見ても架空の経費まで計上して所得隠しをしようとしておつたような事実もあつた、こういうことは調査の中であつたならあつたと認めていただいていいじゃないですか。どうですか。

○説明員(四元俊明君) 先ほど来たたびたび申し上げておりますが、大変申しわけないのでございまして、私も国政調査権に對しまして極力御協力させていただくというのはいささかの努力である点は重々承知しているのでございますけれども、一応やっぱり税務の個別の事柄につきましては、従来から円滑な税務の処理、納税者の利益の保護というふうな観点、そういった公的な立場も反面においてはございまして、答弁を差し控えることをお許しいただいていただいております。

○橋本教君 のれんに腕押しと言つけれども、大蔵省はもつとつきりと――國政にかかわる重要な問題、しかも政治家にかかわる問題として言っているのですよ。大平総理だつて政治家の資産は透明でなくちゃならぬと言つていっているじゃないですか。これに関連する会社を私闘しているのですよ。一人を聞いていられるわけじゃない。いま君津興産の話も出たけれども、これについても、大口土地取引に関連していろいろな情報を税務署が注意をされて、税務調査の見直しをやられて必要な事後処置をとつたということは間違いないのですか。

○説明員(四元俊明君) 何分古いことでございまして、私もいろいろな間接的な情報からもう一遍確認をできる限りはしてみたくてございまして、原本はいまや確認できませんので、周辺の資料から間接的にということになつてしまつたわけでございまして、先ほど申し上げましたように、こういう大口の土地取引につきましては十分必要な税務処理を図つてきている、こういうふうに私も考え、理解をしているところでございます。

○橋本教君 大口の土地取引を浜田氏のダミーの会社がやつて、あとは税務処理をきつちやつた、その大口の土地取引について非常に注意をして調査をされたというのだが、そこで君津興産名で上げた四億円を超える利益あるいは佐野商事がいわゆる使途不明金や経費の架空計上で隠そうとした二億四千万、これを税務署としては厳重な調査をやつたと言つたけれども、この大口取引に絡んでこの会社が上げた利益が、使途不明金その他によつてこれと密接な関係のある浜田幸一さんにどれだけ行つたか行つていないか、これも土地取引に絡んで関心があるはずですね。この点に關して浜田氏の所得の洗い直しをその当時やりましたか。

○説明員(木下信親君) 浜田氏の所得につきましては、過日の衆議院の航特委で長官が申し上げましたとおり、私の方から再びここで申し上げますと、もう四十八年の所得には大口の譲渡所得が個人としてございまして、これを長官が申し上げております。

○橋本教君 いいです。

○説明員(木下信親君) よろしゅうございます。

○橋本教君 浜田氏の所得は、四十八年だけが三億四千八百十八万。これは国税庁長官がおっしゃつたように、四十八年十二月十日に富浦町多田良の山林約二万ヘクタールを売却をした、そういう関係でこの所得がこの年はふえていたという説明があつた、こういうことですね、いまおっしゃるうとしたのは。

○説明員(木下信親君) はい、そのとおりであります。

○橋本教君 ところが、四十七年は千五百三十七万、四十九年は千六百十二万、五十年は千七百七十六万、五十一年は千二百九万、五十二年は千八百八十七万、五十三年は千二百六十六万、これが浜田氏の申告所得額になつていまして、だから、不動産を売却してばくちの金を払つたと彼は言いますが、売

却したことが申告所得にあらわれているのは四十八年の分だけだ。これ以外に君津興産なり佐野商事はいまおっしゃったように、大口の土地取引でずいぶん土地を動かして利益を上げています。そういうことに関連して、いまおっしゃったように佐野商事では税務事後処理までやられるような——いいですか、私どもの言葉で言えば使途不明金、所得隠しがある。君津興産についても適正にやっただと言われるが、その内容がもつとはつきりしないと、土地取引に絡んで君津興産から浜田氏に幾らお金が行ったか、これも追及しなくちゃならない。そういう点はこの申告所得に全然あらわれておらないと見ていいですよ、いま私が言った数字では、四十八年だけしか出ていない。会社の方は使途不明金ですよ。そして、浜田氏の方はそれとの関係で、使途不明金で税務処理だけして追及もされないからそのまま脱税ということになったから、これは片手落ちですわな。だからしたがって、浜田氏と密接な会社だから、四十八年の問題以外に四十七年、四十九年、五十年についても当然浜田氏の所得の調査というのを当時やっていたんですよという事情にあると思うのですが、やっただけですか、やらぬのですか。やっただけやらぬかでいいです。

○説明員(木下信親君) 毎年の調査は何らかの形で——机上審理であるか、あるいは実地調査であるか、これを問わず、いずれにしても審理をいたしております。

○橋本敦君 それは一般的な答弁。具体的に君津興産、佐野商事からの金の流れについて疑問を持って調査をしたことがあるかという質問なんです。具体的な質問。そういう調査をやったことがあるのかいので結構です。

○説明員(木下信親君) 私どもの調査におきましては、あらゆる利用可能な資料と情報を利用して検討を加えております。

○橋本敦君 これは私も国会議員だからわかるんですが、一般的な調査ということで、具体的なケースについての調査というのをやりになると

きは特別な調査やらなくちゃならないですよ。そういう調査をやったのかと聞いているんですよ。私はやらないと思う。あなたのおっしゃる一般的な資料調査したというだけじゃないですか。具体的に君津興産からの金の流れ、あるいは佐野商事からの金の流れ、税務署が正当な経費とも認定できない、過少申告と言わざるを得ない、あるいは財務上使途不明金と見られる金、これが佐野商事にもあったはずですよ。君津興産にもあったはずですよ。その流れの追及の関連で浜田氏の所得を調査したことがあるかと、具体的に、こう聞いています。やっただけですか、やらぬのですか、やっただけやらぬかでいいです。

○説明員(木下信親君) 私がいままで答弁いたしましたは、一般的に私どもという調査をしたか、あるいはしたかしたか、この調査の中身はどうであったか、こういうこともこういう席で申し上げたことはございませんので、ひとつ御容赦いただきたいと思えます。

○橋本敦君 何も答えないために来てもらったつもりないだけどもね。

そこで、この間から議論になっておるけれども、仮に四億五千万円の金を小佐野氏に払っても、仮に四億五千万円の金を小佐野氏に払ったのだと言え、申告所得であらわれている財産処分は四十八年だけ、しかも国税庁長官が御説明になったように、手元に残る金は二億八千万か九千万程度、四億五千万払えるわけじゃないです。後の申告所得を見たら四億五千万のばくちで負けた代金を彼が払ったと言ふなら、この申告所得のどこかにあらわれてなくちゃならぬが、何もないです。いわれる、要するに隠し金で払ったか払ってないかのどちらかですよ、そう思いませんか。この申告所得額から見ると思えます。四億五千万払うだけの所得があったと見ますか、どうですか。

○説明員(木下信親君) 四億五千万の負債があったかどうかということすら私ども……

○橋本敦君 負債があったとしたら——浜田氏は払ったと言っているんだよ。

○説明員(木下信親君) それからもう一つ私どもがわからないのは、仮に申告所得が三億ぐらいとすると、そのほかに株式の売却金、こういう申告に反映されていないもの、そのほかたとえば配当利子という分離課税になっているもの、こういうものもあるかもしれない。そういうことを加味すれば、結局払えるか払えぬかよくわからぬというのが私どもの本当の理解でございます。

○橋本敦君 加味したところで払えるか払えぬかよくわからぬでしょう。彼が多額の株式を持っていたとかなんという話も余り聞かないからね。まさに浜田氏の金脈というのはこの二つの会社からの関係というのは重要な視点になってきておるんだから、税務署はもっと調べなくちゃいけませんよ。

浜田氏は五十四年七月十七日に富津市の大堀宇砂山二千番地の一、二、三、この三筆にまたがる土地の上におうちをお建てになっておるんですね。登記簿によりますと、いま言った五十四年七月十七日新築、これは木造がわらわき二階建ての住宅ですが、一階が三百三十三・五三平米、二階が五十六・六四平米、下だけで約百坪の家ですが、これはもう地元でも有名ですけども、浜田御殿と言われて豪壮な総ヒノキづくり、だれが見ても一億五千万はあったらうと、こう言われておるわけですね。これは五十四年にお建てになった。この登記簿本によりますと、この家を建てた直前の六月三十日付で千葉銀行から五千万円の借り入れをされております。ところが、この五千万円でとても建つ家じゃありません。ばくちを払ったと本人はこう言うし、申告所得はいま私が指摘した年間一千万少々の程度だし、五千万円借りたとしても一億近い出費をして豪壮な家を建てるということになりますと、これはやっぱり疑問が残るを得ない。

こういう大きな家を建てた場合にあるいは土地を購入した場合に、税務署は、その資金がどこから出たか一般的にこれは通常調査をなさるんじゃないかと思いますが、どうですか。

○説明員(木下信親君) 先生おっしゃるとおり、一般的に家の新築、あるいは増築などが行われた場合には、税務署から、これは建築確認資料とか、その他消防署の資料とか、電力会社の資料とかでわかるわけでございますから、これらを端緒としまして、お尋ねというものをを出しております。それに対して回答いただいて調査をする、それからもう一つは土地の場合、この場合もやはり登記資料から同じようにお尋ねを出して回答をいただいて税務処理している、これが一般的なわれわれのやり方でございます。

○橋本敦君 そうですね。浜田氏が土地を取得されたのは四十八年でありまして。三筆の土地ですが、この所有権移転登記が四十八年の十一月五日受け付け、これで三筆の土地合わせまして、二千番の一の土地が千四百三十三平米、二千番の二の土地が七百一十一平米、二千番の三の土地が三百三十七平米、この家の敷地が合計して二千四百五十一平米——七百四十坪余りですね。かなり七百坪の敷地ですから広大なものであります。これを浜田氏が取得したのは登記上いま言った四十八年ですが、これはいまおっしゃったような一般的な調査で当然調査をされたと思えますが、調査の結果、これの買入れ資金等について浜田氏のこの申告所得との関係で疑問はありませんでしたか。

○説明員(木下信親君) 調査の中身につきましては、ひとつ御容赦いただきたいと思えます。

○橋本敦君 家の新築は五十四年七月十七日、去年の七月ですが、これはいま調査中ですか。

○説明員(木下信親君) 五十四年につきましては、過日五十四年分の所得の申告期間が終りまして、申告書が提出されたばかりでございます。これからそれを見てこういう資産取得との関連を調査したいと、こういうふうな考えております。

○橋本敦君 それではこの一億円を超す広大な家の資金がどこから出たかという問題については、これから五十四年の申告所得との関係でよく調査をする、こういうことですね。そこで徹底的にそ

の調査をやってもならなくやなりません。どうしても疑問が残る。もしも仮にこの疑問が残るとすれば、五十四年度だけではなくて、さかのぼって浜田氏の所得について当然調査の手を伸ばしていくべきだ、一般的には過去にさかのぼって何年まで調査ができますか。

○説明員(木下信親君) 申告が——先生のおっしゃるのには調査の、調査というか、処理の除斥期間のことです。

○橋本教君 そうそう。

○説明員(木下信親君) 一般的には五年が最大限でございますが、三年の場合もございます。

○橋本教君 だからしたがって、最大限五年にさかのぼって調査をすれば、四十九年、五十年あたり、つまり君津興産や佐野商事がもうけをして事後処理をされていた時期との関係で、そのころにまでさかのぼることも可能である、私はこの点強く、調査を最大限過去にさかのぼってもやってもいい、こう思います。この公示所得から見て賭博の代金を支払ったということは予想もされないし、また賭博の代金を仮に支払ったとしたら、一億円以上の豪邸を建てる資金がどつから出たかますます疑問になってくる。こういう疑問もありますから、いまあなたがおっしゃったこの家屋の新築をめぐるのこれからの調査では可能な限り厳重な調査をやる、公正にやるということはお約束いただけますか。

○説明員(木下信親君) 可能な限り公正な調査をいたします。

○橋本教君 この土地の取得についてちょっと私、手続的な問題で民事局長にお尋ねをしたんですが、農地を取得する場合は、通常農地法五条の規定によりまして、広大な土地でない場合、通常の土地ですと、県知事の許可を要することになります。間違いないですね。

○政府委員(眞家克己君) 仰せのとおりでございます。

○橋本教君 その許可がないままに所有権移転登記は登記として可能ですか。

○政府委員(眞家克己君) 不可能でございます。

○橋本教君 そういたしますと、登記簿上では種目は農地、畑になってますけれども、現状が農地でないということであれば、登記の表示いかんにかかわらず農地でないという証明があれば所有権移転はできますか。

○政府委員(眞家克己君) 通常は農業委員会発行の現況証明書添付していただきまして、地目を変更し、所有権を移転すると、かような手順になると思います。

○橋本教君 地目の変更手続が後になって、現状農地でないという状況証明によって所有権移転登記を先にすることもありますか。

○政府委員(眞家克己君) まず地目を変更してからということになりますを得ないと思います。

○橋本教君 そうすると、地目変更前では、農業委員会の農地でない現況証明をつけてきても知事の許可がないと移転登記は受け付けない、こういうことですか。

○政府委員(眞家克己君) もう一度、御質問の趣旨を取り違えているかもしれませんので。

○橋本教君 そうしますと、こういう聞き方をしましょう。農地法五条の知事の転用許可がありて所有権移転する場合、その所有権移転登記を見ますと、知事の許可がおりたということは登記上わかるように記載がありますか。

○政府委員(眞家克己君) 登記簿上はそれはございません。

○橋本教君 この浜田氏が取得した土地について私が疑問に思っていますのは、地目はもとと畑、農地でありました。農地です。そこで、彼がこれを買って受けるにつきて、最初は四十八年二月二十日受け付けで条件付きの所有権移転の仮登記をしてあります。(条件 農地法五条の届出の受理)と、こうあります。つまり、これは農地です。から、浜田氏は初め県知事への許可申請をやるという手続をやったわけですね。だからそのことが登記上出ている。ところが、この地目が四十八年十月三十日の日の原因として雑種地に変えられて

おる、雑種地に。で、私が法務局で調べたところ、雑種地に地目を変えるについては、富津市の農業委員会の現況農地でないという証明書が添付されていた。そこで法務局はその農業委員会の証明を根拠として畑を雑種地に変えた。こういう手続をしているわけですね。農業委員会の証明でこういうような地目変更ができることは間違いないでしょう。

○政府委員(眞家克己君) 仰せのとおりでございます。

○橋本教君 ところで不思議なのは、最初これを買ったときは畑ですから、農地法五条の手続をしようと思つて仮登記までつけて農地法五条の届け出の受理ということまで登記簿にも出て、知事の許可を求めなければならぬ農地であったことは浜田氏も百も承知。ところが、その四十八年の十月になりまして、今度は知事の許可の手続がなく、農業委員会の農地でないという証明をもらつて地目変更をしている。いいですか、四十八年十月三十日の原因として、で、彼はどうかということ、これを買って入れて整地をして駐車場にしておつた、こういうんです、私が調べてみますと、これは勝手に農地をつぶしたという意味で農地法五条違反、罰則というならば、農地法の九十二条で三年以下の懲役または十万円以下の罰金です。それで、自分でつぶしておいて、今度は現況農地でないからという証明を富津市の農業委員会に書かせる。浜田氏の権限や力を持つてすれば、市の農業委員会にこれを書けと言うのはたやすいことではしょうね。それで法務局にそれを出して、それをもって地目変更をやつて雑種地に変えた。これはもうりっぱな宅地です、雑種地になる。それで今度は四十八年十一月五日に所有権の移転の登記をやつておる。しかも奇怪なことは、最初農地法五条で知事の許可を受けるという条件でつけた仮登記は、売買の原因が四十八年二月二十日売買を原因として仮登記されているのに、雑種地に変えた後の売買は四十八年十月十六日売買、全然違った売買契約で所有権移転登記やつて

いるんです。つまり、強いて言うならば知事の許可を受ける前に畑を買って、農地法に違反をしてつぶして、駐車場その他にして、雑種地にして、それでそうした結果農業委員会に現状は農地じゃないぞと、こういう証明を書かしている、わずか数カ月の間に。それで自分が知事に申請しようとした許可手続をもうとらないで、いち早くこういう簡易な手続で宅地にしてしまつてその上に家を建てた。私は、こういうやり方は政治家としては農地法を濫脱し、これをネグって、不法に簡易な農業委員会の証明ということで地目変更ができるということを利用した、不法なやり方ではないかという疑問が生ずる。こういう問題について、その当時の現況、非農地証明というふうなものが出されて、そしてその経緯についてどうであったか、いまから私は法務局に調べてもらいたいと思ひますが、いかがですか。登記簿本は後で出します。

○政府委員(眞家克己君) 確かに御指摘のような事情でございますと、実質的に農地が雑種地に実体が変わっているわけでございます。ただ、それがどういふ原因でそう変化したのか、前に恐らくそういう農地法五条の届け出が受理されることを条件とするという以上は農地であったと推測されるわけでございますし、また昭和四十八年十月三十日現在におきましては農業委員会が証明していること、これは現況が雑種地になっていたというところが真実であると思われるわけでございますので、その間に土地の実体について変更があったと、そう推測せざるを得ないわけでございますが、ただそれが何びとの手によつていかにしてそうなたかということは、登記上と申しますか、私どもの方ではこれは何ともしがたいというところになるわけでございます。

○橋本教君 まあ、そういうことを利用して悪用されているきらいがある。で、法務局も農業委員会の非農地証明が出てきてもできるだけやっぱり現況を確認をして、そのところをやっぱりその非農地証明がことさら農地法五条の許可をネグッ

ていく手段に利用されないように、指導なり通達なりでできるだけ現況は調べてやるというような指導をなさっているんじゃないか。

○政府委員(眞家克己君) 実地調査につきましては、事情の許す限り積極的に不動産の実地調査を行うということで原則も定めておるわけですが、

○委員(山田昭範君) 御異議ないと思えます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員(眞家克己君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員(眞家克己君) 御異議ないと思えます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

○委員(眞家克己君) 御異議ないと思えます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

○委員(眞家克己君) 御異議ないと思えます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

○委員(眞家克己君) 御異議ないと思えます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

○委員(眞家克己君) 御異議ないと思えます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

○委員(眞家克己君) 御異議ないと思えます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

○委員(眞家克己君) 御異議ないと思えます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

○委員(眞家克己君) 御異議ないと思えます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

選任されました。

○委員(山田昭範君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(眞家克己君) 御異議ないと思えます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

○委員(眞家克己君) 御異議ないと思えます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

○委員(眞家克己君) 御異議ないと思えます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

○委員(眞家克己君) 御異議ないと思えます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

○委員(眞家克己君) 御異議ないと思えます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

○委員(眞家克己君) 御異議ないと思えます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

○委員(眞家克己君) 御異議ないと思えます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

○委員(眞家克己君) 御異議ないと思えます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

○委員(眞家克己君) 御異議ないと思えます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

○委員(眞家克己君) 御異議ないと思えます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

○委員(眞家克己君) 御異議ないと思えます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

○委員(眞家克己君) 御異議ないと思えます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

○委員(眞家克己君) 御異議ないと思えます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

請願者 東京都江戸川区南篠崎一、二一五田村志づ

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

四月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、国際捜査共助法案

国際捜査共助法案

国際捜査共助法案

国際捜査共助法案

国際捜査共助法案

国際捜査共助法案

国際捜査共助法案

国際捜査共助法案

国際捜査共助法案

国際捜査共助法案

国際捜査共助法案

国際捜査共助法案

国際捜査共助法案

国際捜査共助法案

国際捜査共助法案

国際捜査共助法案

国際捜査共助法案

国際捜査共助法案

国際捜査共助法案

国際捜査共助法案

国際捜査共助法案

国際捜査共助法案

国際捜査共助法案

国際捜査共助法案

国際捜査共助法案

国際捜査共助法案

国際捜査共助法案

国際捜査共助法案

国際捜査共助法案

国際捜査共助法案

(要請の受理及び証拠の送付)

第三条 共助の要請の受理及び要請国に対する証拠の送付は、外務大臣が行う。ただし、緊急その他特別の事情がある場合において、外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとする。

(外務大臣の措置)

第四条 外務大臣は、共助の要請を受理したときは、第二条第三号に該当する場合を除き、共助要請書又は外務大臣の作成した共助の要請があつたことを証明する書面に関係書類を添付し、意見を付して、これを法務大臣に送付するものとする。

(法務大臣の措置)

第五条 法務大臣は、第二条各号(前条の規定による送付を受けた場合にあつては、第二条第一号、第二号又は第四号)のいずれにも該当せず、かつ、要請に該当することが相当であると認めるときは、次項に規定する場合を除き、次の各号のいずれかの措置を採るものとする。

一 相当と認める地方検察庁の検事正に対し、関係書類を送付して、共助に必要な証拠の収集を命ずること。

二 国家公安委員会に共助の要請に関する書面を送付すること。

三 海上保安庁長官その他の刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第九十条に規定する司法警察職員として職務を行うべき者の置かれてある国の機関の長に共助の要請に関する書面を送付すること。

2 法務大臣は、共助の要請が裁判所、検察官又は司法警察官の保管する訴訟に関する書類の提供に係るものであるときは、その書類の保管者に共助の要請に関する書面を送付するものとする。

(国家公安委員会の措置)

第六条 国家公安委員会は、前条第一項第二号の書面の送付を受けたときは、相当と認める都道府県警察に対し、関係書類を送付して、共助に

必要な証拠の収集を指示するものとする。

(検事正等の措置)

第七条 第五号第一項第一号の命令を受けた検事正は、その庁の検察官に共助に必要な証拠を収集するための処分をさせなければならない。

2 前条の指示を受けた都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長(以下「警察本部長」という。)は、その都道府県警察の司法警察官に前項の処分をさせなければならない。

3 第五号第一項第三号の書面の送付を受けた国の機関の長は、その機関の相当と認める司法警察官に第一項の処分をさせなければならない。

(検察官等の処分)

第八条 検察官又は司法警察官は、共助に必要な証拠の収集に關し、関係人の出頭を求めてこれを取り調べ、鑑定を囑託し、実況見分をし、書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

2 検察官又は司法警察官は、共助に必要な証拠の収集に關し、必要があると認めるときは、裁判官の発する令状により、差押え、搜索又は検証をすることができる。

3 検察官又は司法警察官は、検察事務官又は司法警察職員に前二項の処分をさせることができる。

(証人尋問の請求)

第九条 共助の要請が証人尋問に係るものであるとき、又は関係人が前条第一項の規定による出頭若しくは取調べに対する供述を拒んだときは、検察官は、裁判官に証人尋問を請求することができる。

(令状の請求等)

第十条 令状又は証人尋問の請求は、第二条第四号の書面を提出して、しなければならない。

第十一条 令状又は証人尋問の請求は請求する者の所屬する官公署の所在地を管轄する地方裁判

所の裁判官に、司法警察職員のした押収又は押収物の還付に關する処分に対する不服申立ては司法警察職員の職務執行地を管轄する地方裁判所に、しなければならない。

(刑事訴訟法の準用)

第十二条 検察官、検察事務官若しくは司法警察官のする処分、裁判官のする令状の発付若しくは証人尋問又は裁判所若しくは裁判官のする裁判については、この法律に特別の定めがあるもののほか、その性質に反しない限り、刑事訴訟法(第一編第二章及び第五章から第十三章まで、第二編第一章、第三編第一章及び第四章並びに第七編に限る。)及び刑事訴訟費用に關する法令の規定を準用する。

(処分を終えた場合等の措置)

第十三条 検事正は、共助に必要な証拠の収集を終えたときは、速やかに、意見を付して、収集した証拠を法務大臣に送付しなければならない。

第五号第一項第三号の国の機関の長が証拠の収集を終えたときも、同様とする。

2 都道府県公安委員会は、警察本部長が共助に必要な証拠の収集を終えたときは、速やかに、意見を付して、収集した証拠を国家公安委員会に送付しなければならない。

3 国家公安委員会は、前項の送付を受けたときは、速やかに、意見を付して、これを法務大臣に送付するものとする。

4 第五号第二項の規定により共助の要請に關する書面の送付を受けた訴訟に關する書類の保管者は、速やかに、意見を付して、当該書類又はその謄本を法務大臣に送付するものとし、送付することができる。このときは、共助の要請に關する書面を法務大臣に返送しなければならない。

5 法務大臣は、第一項、第三項又は前項の規定による送付を受けた場合において、必要があると認めるときは、証拠の使用又は返還に關し要請国が遵守しなければならない条件を定めるものとする。

6 法務大臣は、前項の条件を遵守する旨の要請

国の保証がないときは、共助をしないものとする。

(共助をしない場合の通知)

第十四条 法務大臣は、第五号第一項第二号若しくは第三号又は第二項の措置を採つた後において、共助をしないことを相当と認めたときは、遅滞なく、その旨を共助の要請に關する書面の送付を受けた者に通知するものとする。

(協議)

第十五条 法務大臣は、要請に應ずることが相当でないと認めて共助をしないこととするとき及び第十三条第五項の条件を定めるときは、外務大臣と協議するものとする。

2 法務大臣は、第五号第一項各号の措置を採ることとするときは、要請が証人尋問に係る場合その他共助の要請に關する書面において証拠の収集を行う機関が明らかでない場合を除き、所管に應じて、国家公安委員会及び同項第三号の国の機関の長と協議するものとする。

(最高裁判所の規則)
第十六条 この法律に定めるもののほか、令状の発付、証人尋問及び不服申立てに關する手続に關して必要な事項は、最高裁判所が定める。

(国際刑事警察機構への協力)
第十七条 国家公安委員会は、国際刑事警察機構から外国の刑事事件の捜査に關して協力の要請を受けたときは、次の各号のいずれかの措置を採ることができる。

一 相当と認める都道府県警察に必要な調査を指示すること。
二 第五号第一項第三号の国の機関の長に協力の要請に關する書面を送付すること。
三 第二号(第三号及び第四号を除く。)の規定は、前項の場合に準用する。

3 国家公安委員会は、第一項の措置に關し、要請において調査を行う機関が明らかでない場合を除き、所管に應じて、同項第二号の国の機関の長と協議するものとする。

4 国家公安委員会は、第一項の措置を採ること

とするときは、法務大臣の意見を聴くものとする。

5 第一項第一号の指示を受けた都道府県警察の警察本部長は、その都道府県警察の警察官に調査のための必要な措置を採ることを命ずるものとする。

6 第一項第二号の規定により協力の要請に關する書面の送付を受けた国の機関の長は、司法警察職員であるその機関の職員に当該要請に係る調査のための必要な措置を採ることを命ずることができる。

7 警察官又は前項の国の機関の職員は、前二項の調査に關し、関係人に質問し、実況見分をし、書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提示を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。

(経過措置)
第二条 この法律は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外国からの共助の要請及び国際刑事警察機構からの協力の要請についても、適用する。

(検察官の取り調べた者等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法の一部改正)
第三条 検察官の取り調べた者等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一項中「刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第二百三十三号」の下に「又は国際捜査共助法(昭和五十五年法律第 号)第八条第一項若しくは第三項」を加える。

(警察法の一部改正)
第四条 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
第五条第二項中「左」を次に改め、第十

四号を第十五号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 国際捜査共助に関する事

第二十三条第一項中「左に」を「次に」に改め、第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 国際捜査共助に関する事

同条第二項中「前項第四号から第六号まで」を「前項第五号から第七号まで」に改める。

第三十条第一項中「第五条第二項第二号から第五号まで、第七号から第九号まで及び第十二号から第十四号まで」を「第五条第二項第二号から第六号まで、第八号から第十号まで及び第十三号から第十五号まで」に改める。

第三十三条第一項中「第五条第二項第八号」を「第五条第二項第九号」に改める。

(法務省設置法の一部改正)

第五条 法務省設置法（昭和二十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第七条中「左の」を「次の」に、「掌る」を「つかさどる」に改め、第二号を次のように改める。

二 犯罪人の引渡し及び国際捜査共助に関する事項

(海上保安庁法の一部改正)

第六条 海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 国際捜査共助に関する事項

第三号中正誤

ベシ 段行 誤

正

三 終わり 現事に

現実に

四 三 法廷

法廷

五 二 一 したんですが、が、したいんですが、

第四号中正誤

ベシ 段行 誤

正

二 終わり ながらも、

ながら、

第五号中正誤

ベシ 段行 誤

正

三 終わり 事件

刑事事件

六 三 八 拘留

勾留

七 終わり 検討

見当

八 三 末 不審

不審

三 終わり 私でも

私ども